

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
1	全般	「消防署」は「消防組合」に統一してください。	「消防組合」に統一します。なお、用語集にある消防機関については、外部の消防機関や不特定の消防機関をさす場合に使用することとします。			消防署
2	全般	災害時における対応については、久喜宮代衛生組合のもう一つの構成市町である久喜市と調整のうえ実施されることが濃厚であるため、宮代町の意向を十分に反映できることは考えにくい。このため、宮代町地域防災計画における久喜宮代衛生組合の位置づけについては、再考してはどうでしょうか。	今回の地域防災計画の改訂にあたっては、現状の組織体制を踏まえるとともに、住民にもわかりやすい計画になるよう修正を行っています。このため、本文中の担当課に、各課のほか、住民生活にかかわりの深い、消防組合、消防団、久喜宮代衛生組合を位置づけているところです。このため、位置づけについては、このままで進めていきたいと考えています。			久喜宮代衛生組合
3	全般	上水道、下水道、他の公共施設の区分がわかりずらいので、上水道・下水道関係はまちづくり建設班と区別してください。	担当課については、災害時に各班を指揮する本部長(課長)の区分に応じて区別しています。また、担当名としないことで、課内でスタッフの調整もできると考えているところです。ご不便をおかけしますが、ご理解ください。			まちづくり建設課
4	全般	町民生活課の業務は所管の範囲が多いためわかりずらいので、〇〇課△△担当とした方がよいのではないのでしょうか。	担当課については、災害時に各班を指揮する本部長(課長)の区分に応じて区別しています。また、担当名としないことで、課内でスタッフの調整もできると考えているところです。ご不便をおかけしますが、ご理解ください。			町民生活課
5	全般	事務局について、事務局は〇〇課△△担当と明記した方がよいのではないのでしょうか。また、災害時に、町民生活課生活安全担当が事務局になるのであれば、町民生活課の業務は、地域振興担当と生活安全担当で行うのでしょうか。	事務局については、災害対策本部設置後、県や関係機関との総合調整や本部の事務業務を行う部門を指し、町民生活課生活安全担当が担当します。また、町民生活班の業務については、お見込みのとおりです。			町民生活課
6	4	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
7	6	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
8	7	「久喜インターから町の中心部まで約7.5km～」とありますが、町の地勢から3つのインターの利用が可能であり、中心部からは幸手インターと蓮田スマートインターの方が近いと思います。幸手インターと蓮田スマートインターも追加した方がよいと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 町の位置 宮代町は～分けられていたところである。 また、町内には～平成27年3月に開通した首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)は町内を横断し、圏央道が接続する東北自動車道の久喜インターチェンジから町中心部まで約7.5kmの位置にある。	1 町の位置 宮代町は～分けられていたところである。 また、町内には～平成27年3月に開通した首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)が町内を横断し、圏央道が接続する東北自動車道の久喜インターチェンジから役場庁舎までは9.1km、蓮田スマートインターチェンジからは9.5km、圏央道幸手インターチェンジからは8.0kmの位置にある。	税務課
9	7	町の位置の文章中、北部に隣接する市町には幸手市も含まれるのではないのでしょうか。	幸手市は接しておりませんので、修正は致しません。			住民課
10	7	1 町の位置にある「古利根川」について、他の箇所では大落古利根川となっていることから、「大落古利根川(おとおとしふるとねがわ)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
11	9	<表1-3>人口の推移と<表1-4>年齢別人口構成比について、人口の総数が一致していない箇所があります。	<表1-3>人口の推移については、年齢不詳の方も含めた数値となっていますが、<表1-4>年齢別人口構成比については、年齢不詳の方は計上していません。このため、両表については、人口の総数が一致していません。なお、一部の数値に誤りがつたことから、そちらについては修正します。			議会事務局
12	11	町人口が国政調査の数値と異なっています。	<表1-3>人口の推移は「年齢不詳」を加えた人数となっており、<表1-4>年齢別人口構成比は「年齢不詳」を除いた人数となっていることから一致していないものです。なお、一部数値に誤りがつたことから、ご指摘のとおり修正します。			—
13	13	<表1-8>人口集中地区(DID)の人口及び面積の本文について、<表1-7>県内外15歳以上就業者・15歳以上通学者流出流入人口とあわせて「人口集中地区(DID)の人口についてみると」から「人口集中地区(DID)の人口を見ると」にした方がよいと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
14	13	<表1-8>人口集中地区(DID)の人口及び面積について、人口集中地区(DID)の人口が減少しているが、道仏区画整理事業の影響もあり、人口は増加してきている。次回の国勢調査まで減少となってしまうので、人口が増えていることも触れた方がよいと思います。	見直し案のとおり修正します。	次に人口集中地区(DID)の人口についてみると、1-8のとおりである。人口集中地域における人口は昭和45年から平成7年まで一貫して増加してきたものの、平成12年には逆に683人の減少となっており、平成27年はさらに減少となっている。また、人口密度については、これより早くピークを迎え、昭和60年の7.607人を境以降減少しており、人口密集が徐々に緩和されていることが伺える。	次に、人口集中地区(DID)の人口を見ると、表1-8のとおりである。人口集中地区(DID)の人口は、昭和45年から平成7年まで一貫して増加してきたものの、平成12年から減少傾向となっていたが、近年では道仏土地区画整理事業の影響もあり、人口も増加してきている。 また、人口密度については、これより早くピークを迎え、昭和60年以降減少していることから、人口密度が徐々に緩和されていることが伺える。	まちづくり建設課
15	17	<表1-13>想定地震一覧について、表題部にマグニチュード(M)が表記されているので、各列にあるMの表記は必要ないのではないのでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	<表1-13>想定地震一覧 想定マグニチュード(M)	<表1-13>想定地震一覧 想定マグニチュード	産業観光課
16	18 21	1 週間後の避難者数がページによって異なっています。 ・P18<表1-14>宮代町の地震被害想定では310人、P21表1-15<町の被災目標(地域目標)>では390人(半減なので195人)、P79<表2-3>災害時必要給水量試算表で79は780人。	ご指摘を踏まえ、避難者数については、平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書の数値を元に記載することとします。			—
17	20	「町内では最大で8m程度の浸水が想定されている」とあるが事実でしょうか。これだと町内全域浸水、町内で最も高い地区でも3m程度の浸水となります。	見直し案のとおり修正します。		町内の宅地部分の最大浸水深は、3.6m程度となっている(町内全域での最大浸水深は、県道85号線のアンダーパスの地点で約9.3m)。	—
18	20	2 風水害において、荒川水系洪水浸水想定(平成28年7月)とあわせて利根川洪水浸水想定(平成29年7月)を追加してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			県土整備事務所

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
19	21	減災目標の元となる被害想定は、どこにあるのでしょうか。(P18?) 死者数は1人減らし0人とするのではないのでしょうか。	P18にある<表1-14>宮代町の地震被害想定が減災目標の元となっています。なお、死者数については、お見込みのとおりです。			—
20	21	<表1-15>町の減災目標の減災目標に「1人減らす」や「26人減らす」等があるが、比較がわからないので、「災害による死者をなくす」や「負傷者を半減する」にした方がわかりやすいのではないのでしょうか。	比較ができるよう平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査の数値を追加します。			税務課
21	21	<表1-15>町の減災目標(地域目標)にある減災目標において、「死者数を1人減らす」とありますが、これだけでは、減らす理由がわかりにくいと思います。	見直し案のとおり修正します。	・死者数を1人減らす。	・死者数(1人)を0人とする。	議会事務局
22	21	<表1-15>町の減災目標(地域目標)にある目標を達成するための対策や項目において、すでに自主防災組織は組織率が100%となっているので、自主防災組織の結成ではなく、自主防災組織における活動の強化等に修正した方が良いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			議会事務局
23	23	第3節 事業者の責務「住民の責務」を「住民等の責務」に改めてください。	ご指摘のとおり修正します。 ※自主防災組織に関する記述があるため。			税務課
24	25 34	第5章防災機関の処理すべき業務の大綱において、久喜宮代衛生組合は町の一部分門と考えているためか、位置づけがされていません。久喜宮代衛生組合の位置づけについて、再考してください。	久喜宮代衛生組合の構成団体である久喜市の久喜市地域防災計画では、久喜宮代衛生組合を、指定公共機関及び指定地方公共機関として位置づけていることから、久喜市と足並みを揃え、見直し案のとおり修正します。	※位置づけなし	第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 災害時に発生する一般廃棄物(ごみ)の処理に関すること 2 災害時に発生する災害廃棄物(がれき)の処理に関すること 3 災害時に発生する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の処理に関すること	久喜宮代衛生組合
25	26	「第3節 埼玉県(埼玉県の機関を含む)」に「埼玉東部消防組合」が入っているため、見出しについては一考すべきだと思います。	埼玉県の機関に含まれないことから、自衛隊同様、個別に表を設けるものとします。			—
26	26	杉戸県土整備事務所の業務大綱にある「3 水こう門及び浄水機場等」は、施設がないので削除してください。	見直し案のとおり修正します。なお、6 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理について、応急仮設住宅の設置は埼玉県住宅課が、被災住宅の応急修理は市町村の事務となっていたので、あわせて削除しています。	1 降水量及び水位等の観測通報 2 洪水予報及び水防警報の受理、並びに通報 3 水こう門及び浄水機場等 4 水防管理団体等との連絡指導 5 県所管の河川、道路及び橋梁等の災害状況調査、並びに応急修理 6 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理	1 降水量及び水位等の観測通報 2 洪水予報及び水防警報の受理、並びに通報 3 水防管理団体等との連絡指導 4 県所管の河川、道路及び橋梁等の災害状況調査、並びに応急修理	県土整備事務所
27	26	杉戸県土整備事務所の業務大綱にある「6 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理」について、埼玉県越谷建築安全センターの業務であれば杉戸県土整備事務所の業務から削除してください。	埼玉県越谷建築安全センターに確認した結果、「応急仮設住宅の設置」は埼玉県住宅課が、「被災住宅の応急修理」については、災害救助法において、市町村の事務となっていることでしたので、「応急仮設住宅の設置」については、杉と県土整備事務所から埼玉県の事務に、「被災住宅の応急修理」については町の事務(まちづくり建設班:23 危険物に対する応急処置)として振り替えます。			県土整備事務所
28	26 27	第5章防災機関の処理すべき業務の大綱の第2節埼玉県(埼玉県の機関を含む)に一部事務組合の埼玉東部消防組合が位置づけられているため、久喜宮代衛生組合についても同様に位置づけをしてください。	久喜市地域防災計画を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	※位置づけなし	第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関 1 災害時に発生する一般廃棄物(ごみ)の処理に関すること 2 災害時に発生する災害廃棄物(がれき)の処理に関すること 3 災害時に発生する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)の処理に関すること	久喜宮代衛生組合
29	32	第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関にある東京電力株式会社春日部支社については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	東京電力株式会社春日部支社	東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力
30	32	東京電力株式会社春日部支社の業務大綱にある「2 災害発生時の無線による連絡」は削除してください。	見直し案のとおり修正します。	1 災害発生時における電力供給 2 災害発生時の無線による連絡 3 被災施設の応急対策及び災害復旧	1 災害発生時における電力供給 2 被災施設の応急対策及び災害復旧	東京電力
31	33	第6節 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者にある宮代町赤十字奉仕団の業務について、以下のとおり修正してください。 1 炊き出し 2 物資配布 3 避難所作業 ※これ以外の業務は赤十字社全体の業務となり、宮代町赤十字奉仕団では1～3が妥当です。	見直し案のとおり修正します。	1 炊き出し 2 物資配給 3 避難所作業 4 血液及び緊急物資の輸送 5 安否調査 6 通信連絡 7 義援金品の募集・配分	1 炊き出し 2 物資配布 3 避難所作業	赤十字奉仕団
32	43	6 避難訓練の実施の「防火管理者 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の～」について、存在する施設のみを書くべきではないでしょうか。(興行場と百貨店は削除)	ご指摘のとおり修正します。			—

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
33	46	(6) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮で「高齢者や障がい者が必要とする情報を選んで流すこと」を「高齢者や障がい者が必要とする情報を選んで流すこと」にした方がよいと思います。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
34	46	(6) 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮の本文に「その発令及び伝達に当たっては」とありますが、健康介護課で除法伝達も行っても、発令は行わないので、「伝達にあたっては」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
35	47	3 避難行動要支援者個別計画の策定において、町が個別計画を策定することになっていますが、個別計画の策定については自主防災組織に依頼していることから、修正をお願いします。	見直し案のとおり修正します。	3 避難行動要支援者個別計画の策定 町は、災害時の避難行動支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個々の避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を策定する。 個別計画では、名簿情報に加え、災害時に避難行動を行う者、避難行動支援を行うに当たっての留意点、避難行動支援の方法や緊急避難場所や避難所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を、避難行動要支援者から聞き取りをしながら記載するものとする。	3 避難行動要支援者個別計画の策定 自主防災組織は、災害時の避難行動支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個々の避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行い、町と協力しながら、個別計画を策定する。 個別計画では、名簿情報に加え、災害時に避難行動を行う者、避難行動支援を行うに当たっての留意点、避難行動支援の方法や緊急避難場所や避難所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応等を、避難行動要支援者から聞き取りをしながら記載するものとする。	健康介護課
36	48	3 避難所における支援体制の確立において、避難所運営班の担当セクションとあるが、どの担当が行うのかを明確にした方がよいと思います。また、担当は要配慮者を担当している部署がよいと思います。	見直し案のとおり修正します。	3 避難所における支援体制の確立 近年の災害事例により、避難所において要配慮者は、必要な支援の相談がしにくく、また自治体の対応も充分でないことが指摘されていることから、避難所運営班の担当セクションが中心となって関係協力機関や自主防災組織を中心とした(仮称)要配慮者班を設けることで、要配慮者からの要望の受付や要配慮者への情報の伝達、支援物資の提供等について対応することとする。 また、一般の指定避難所の他に、必要に応じて要配慮者のための特別な配慮がされた福祉避難所又は福祉避難室を設置するものとする。	3 避難所における支援体制の確立 近年の災害事例により、避難所において要配慮者は、必要な支援の相談がしにくく、また自治体の対応も充分でないことが指摘されていることから、避難所の運営を担当する福祉課、健康介護課及び教育推進課が関係機関や自主防災組織と協力して、要配慮者からの要望を受付るとともに、要配慮者への情報の伝達、支援物資の提供等についても対応することとする。 また、一般の指定避難所のほかに、必要に応じて、要配慮者のために福祉避難所を設置するものとする。	教育推進課
37	49	7 社会福祉施設入居者等の安全確保の(6) 自営水防団の設置について、自営水防団とは何かといった説明が必要だと思います。	ご指摘を踏まえて用語集に追加します。			議事事務局
38	50	1 外国人の所在の把握において、宮代町に居住する未登録外国人について、住民登録を促すとともに、外国人の人数や所在の把握に努めるとなっていますが、住民には未登録外国人を把握する方法がありません。また、外国人の住民登録には条件もあり、すべての人が登録しなければならないというわけではありません。	見直し案のとおり修正します。	1 外国人の所在の把握 災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、宮代町に居住する未登録外国人について住民登録を促し、もって、外国人の人数や所在の把握に努める。	1 外国人の所在の把握 災害時における外国人の安否確認等については、住民登録に基づき行うものとする。	住民課
39	50	3 防災知識の普及・意識の啓発について、総務課では外国人雇用事業所は把握していないとともに、町独自のパンフレットの作成や外国人向けの防災学習会の開催には未登録外国人を把握するため、以下の通り修正してください。日本語が不慣れな外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを外国人の交流会等、様々な機会を通じて配布することで知識の普及を図る。	ご指摘を踏まえて修正します。	3 防災知識の普及・意識の啓発 日本語は不慣れな外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な機会や期間を通じて配布することで、知識の普及を図るとともに、防災に関する学習会等を開催して防災に関する意識の普及啓発に努める。 また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について外国語による情報提供を行う。	3 防災知識の普及・意識の啓発 日本語が不慣れな外国人に対して、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人の交流会等、様々な機会を通じて配布することで知識の普及を図る。 また、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用し、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について外国語による情報提供を行う。	総務課
40	50	4 防災訓練への参加奨励にある「国際交流の交流会等」を「国際交流等の機会」へ、「避難訓練等」を「防災訓練等」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課
41	51	5 通訳・翻訳ボランティアの確保にある教育関係機関について、具体的に示した方がよいのではないのでしょうか。	見直し案のとおり修正します。なお、具体的には、東部教育事務所(整備に当たっての先進地に関する情報の収集)や公益財団法人埼玉県国際交流協会(必要時における通訳の派遣)を想定しています。	外国人が～整備に努めていく。また、整備に当たっては、ボランティア団体や教育関係機関との連携も図っていくものとする。	外国人が～整備に努めていく。また、整備にあたっては、ボランティア団体、東部教育事務所や公益財団法人埼玉県国際交流協会との連携も図っていくものとする。	教育推進課
42	51	6 在日・訪日外国人への情報伝達について、訪日外国人に関する情報の確保は困難であるため、以下の通り修正してください。 町内に生活基盤を持つ在日外国人に対して、避難生活や生活再建に関する情報の伝達の環境整備に努めるものとする。	ご指摘を踏まえて修正します。	6 在日・訪日外国人への情報伝達 被災後、町内に生活基盤を移し、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることから、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境の整備に努めるものとする。	6 在日外国人への情報伝達 町内に生活基盤を持つ在日外国人に対して、避難生活や生活再建に関する情報の伝達の環境整備に努めるものとする。	総務課
43	52	2 町独自のボランティア制度の検討について、ボランティアセンターの設置・運営に関する支援は福祉課の役割と考えていますが、制度作りまでは福祉課がかかわるものではないと思います。このため、福祉課は削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
44	53	〈図2-1〉富代町災害ボランティアセンター設置イメージ図において、社協が派遣するボランティアの業務に「救出・救護支援」と「災害復旧支援」があるが、これらの業務は一般のボランティアを対象とする災害ボランティアセンターでは担えない部分があると思います。これらの業務については、専門職的なボランティアをお願いしてください。	ご指摘を踏まえて、これらの業務は削除します。			社会福祉協議会
45	54	5 ボランティアコーディネーターの養成について、ボランティアセンターの設置・運営に関する支援は福祉課の役割と考えていますが、ボランティアコーディネーターの養成までは福祉課がかかわるものではないと思います。このため、福祉課は削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
46	56	4 災害時応援協定の充実・強化に(2)事業者・団体との協定があるが、現在担当課が総務課、町民生活課、まちづくり建設課の3課になっています。協定については、様々な課が協定を締結しているため資料-19災害時における相互応援又は協力に関する協定書・協定機関一覧表で協定を締結している課(住民課、健康介護課、産業観光課)も担当課とすべきと思いますがいかがでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	4 災害時応援協定の充実・強化 【総務課、町民生活課、まちづくり建設課】	4 災害時応援協定の充実・強化 【住民課、町民生活課、健康介護課、産業観光課、まちづくり建設課】	町民生活課
47	57	5 災害時の問い合わせ対応に係る体制の整備について、税務課は、災害発生後に速やかに情報収集体制確保が求められるため、初期期の業務が割り当てられていない(住民窓口を持っていない)課が対応するように変更してください。	見直し案のとおり修正します。 ※総務班の「6 被災者からの要望・相談の受付」の中で対応いただく予定です。	5 災害時の問い合わせ対応に係る体制の整備 【総務課、税務課、町民生活課】	5 災害時の問い合わせ対応に係る体制の整備 【総務課】	税務課
48	57～59	6 情報通信手段の充実にある(1)災害時優先電話の配備の推進から(8)各種通信設備の使用マニュアルの整備までは町民生活課が実施する内容であるため、担当課は「町民生活課」のみになるのではないのでしょうか。このため、改訂案を修正した場合には、実施目標も修正することによってよろしいでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	6 情報通信手段の充実 【総務課、町民生活課、消防署】	6 情報通信手段の充実 【町民生活課】	町民生活課
49	59	7 職員の防災能力の向上について、職員自らが防災用備品等を事前に準備(常備)することを位置づけた方が良いのではないのでしょうか。発災直後に速やかに対応できるように、作業服、長靴(運動靴)、手袋、雨具その他必要な装備を平常時から役場内に常備する必要があると思います。革靴やヒールでは救援作業ができませんし、住民の目もあります。	ご指摘を踏まえ、P128「5 班員参集に当たっての心得 (3)参集者の服装及び携行品」を見直し案のとおり修正します。	5 班員参集に当たっての心得 (3)各班員は～必要な用具を携行する。	5 班員参集に当たっての心得 (3)各班員は～必要な用具を携行する。 なお、これらの用具は発災後速やかに行動できるよう勤務先に備えておくものとする。	税務課
50	59	7 職員の防災力の向上にある職員を対象とした研修や訓練は町民生活課が主幹となって行った方が良いと思います。研修の実施にあたっては、一般的な防災研修のほか、避難所の設置研修(静岡県作成のHAG研修等)や災害時委の具体的な動きが想定できるような研修が必要になると思います。	研修の主管については、ご指摘どおり町民生活課です。ただ、研修の受講対象が全職員となるため、担当課欄は各課としたところです。			町民生活課
51	60	(3)災害対応マニュアルの見直しに、「平成20年度にそれぞれの課の立場に応じた個別の災害対応マニュアルを策定した」となっていますが、環境に関するマニュアルを目にしたことがありません。	町民生活課で「富代町災害対応マニュアル」を保管しています。環境に関するものについては、環境推進班のページをご確認ください。			町民生活課
52	63	業務継続計画の担当は、なぜこの4課なのでしょう。主担当である総務課又は全課とすべきだと思います。	業務継続計画の担当課については、総務課及び町民生活課に修正させていただきます。			企画財政課
53	63	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用 【総務課、企画財政課、町民生活課、産業観光課】	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用 【総務課、町民生活課】	産業観光課
54	63	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用について、担当課が総務課と町民生活課であるため、実施目標の「20 町役場の初動体制の整備」と「31 企業の再建」について、担当課を総務課と町民生活課の2課に統一した方がよいと思いますがいかがでしょうか。(20は総務課のみ、31は総務課と町民生活課となっています。)	見直し案のとおり修正します。	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用 【総務課、企画財政課、町民生活課、産業観光課】	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用 【総務課、町民生活課】	町民生活課
55	63	8 町の業務継続計画(BCP)の策定と運用にある定期的な図上訓練の実施がありますが、実施が困難であるので「定期的に図上訓練を実施するとともに」を削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
56	63	11 応急対応、復旧復興のための人材の確保において、活用する退職者の中に、「(自衛隊等の国の機関の退職者)」とありますが、総務課では国等の機関の退職者について、人材の確保に関する情報を持っていないので、「(自衛隊等の国の機関の退職者)」を削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課
57	63	12 人的・物的支援の受入れ体制(応援・受援体制)の構築について、担当課が総務課と町民生活課になっていますが、応援・受援体制については、町民生活課が担当になるとお思いますので、実施目標にあわせて総務課は削除した方が良いとお思いますがいかがでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	12 人的・物的支援の受入れ体制(応援・受援体制)の構築 【総務課、町民生活課】	12 人的・物的支援の受入れ体制(応援・受援体制)の構築 【町民生活課】	町民生活課
58	65	(6)洪水ハザードマップの作成と公表において、「洪水ハザードマップの見直しを行う必要がある。」となっておりますが、「見直しを行う。」に修正した方が良いのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。あわせて、P20の「今後は、町は、洪水ハザードマップの見直しも検討していく必要がある。」についても、「見直しを行う。」とします。			—
59	66	1 災害情報の収集・伝達体制の整備において、情報収集班を税務班に統一すること及び課・班名の整理の観点から、以下のように修正してください。 (1)人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備 税務課は、災害時における人的被害・建物被害の情報が円滑かつ効率的に実施できるように、情報収集体制の確保に努めるものとする。また、各課は税務課に積極的に協力するものとする。なお、すべての職員は、発災時に適切に行動できるよう、平常時から町内の状況等を常に意識して業務に当たるものとする。	見直し案のとおり修正します。	(1)人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備 災害時における人的被害・建物被害の情報は、各班や情報収集班が収集したものを税務班(情報収集班)が取りまとめる。また、人的被害や建物被害については、時間の経過とともに変化することが考えられるため、1度の調査では済まないことが予想される。そのため、情報収集班の班員については、より地域の事情に精通した班員の方が適任であるため、町内在住職員の中から、緊急時に備えて最低9名以上をあらかじめ決めておくこととする。 なお、各課における事務の分担については、別に定めてある災害時職員対応マニュアル(第2編 第3章 第1節 7(4)職員の初動活動マニュアル・各専門活動マニュアルの見直し(参照))に基づき行うものとする。	(1)人的被害・建物被害に関する情報収集体制の整備 税務課は、災害時における人的被害・建物被害の情報が円滑かつ効率的に実施できるように、情報収集体制の確保に努めるものとする。また、各課は税務課に積極的に協力するものとする。なお、すべての職員は、発災時に適切に行動できるよう、平常時から町内の状況等を常に意識して業務に当たるものとする。	税務課
60	66	1 災害情報の収集・伝達体制の整備について、P119の事務分掌から住民課は該当しないとお思います。	見直し案のとおり修正します。	1 災害情報の収集・伝達体制の整備 【住民課、税務課、町民生活課、福祉課、健康介護課】	1 災害情報の収集・伝達体制の整備 【税務課、町民生活課、福祉課、健康介護課】	住民課
61	66	(2)被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成について、健康介護課では、災害時の情報伝達方法についてのノウハウがないため、これまでとおり町民生活課でマニュアルを作成してください。	見直し案のとおり修正します。 なお、福祉課及び健康介護課に作成をお願いしている情報伝達マニュアルについては、避難行動要支援者を対象としたものです。このため、避難行動要支援者からの情報を収集や避難行動要支援者への情報の伝達については、避難行動要支援者名簿の提供をしている健康介護課や民生委員を所管している福祉課で自主防災組織と調整のうえ、マニュアルを作成していただきたいとお思います。	(2)被害情報の収集・伝達マニュアルの作成 税務課の情報収集班責任者は、町民生活課と協議し、情報収集班が発災時に迅速かつ確に人的被害や建物被害について情報収集活動が行えるよう、平常時から被害情報等の収集・伝達マニュアルを整備しておく。 また、健康介護課と福祉課は、町民生活課と協力し、避難行動要支援者の避難支援に関し、関係機関との連携、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の共有化を図り、適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するとともに、避難支援プランを策定するための情報伝達マニュアルを作成しておく。	(2)被害情報の収集・伝達マニュアルの作成 税務課長は、町民生活課と協力して、発災時に迅速かつ確に人的被害や建物被害について情報収集活動が行えるよう、平常時から被害情報等の収集・伝達マニュアルを整備しておく。 また、健康介護課と福祉課は、避難行動要支援者の避難支援に関し、関係機関との連携、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の共有化を図るとともに、適切な避難勧告等の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、避難支援プランを策定するための情報伝達マニュアルを自主防災組織と協力して作成するものとする。	健康介護課
62	67	2 消防活動体制の整備(2)消防団の活性化と育成について、有利な地方債の活用のため、「計画的な実施」を追加してください。	見直し案のとおり修正します。	(2)消防団の活性化と育成 町は防災力の強化のため、消防団の施設(詰所)の建て替え、耐震工事、車両の更新、装備の充実や教育・訓練体制の充実を図る。加えて、消防署や消防団との協議のうえ、消防団活性化総合計画(昭和63年2月29日消防第60号消防庁長官通知)を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図る。また、広報紙やホームページを活用して、女性や大学生の入団促進の働きかけを幅広い層に行うとともに、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進め、6分団制の維持に努める。 消防水利については、消火栓が使用不能となった場合に代理水利の確保に努めるとともに消防自動車による連携訓練を実施し、災害時に向けた体制作りにも努めていく。	(2)消防団の活性化と育成 町は防災力の強化のため、消防団の施設(詰所)の建て替え、耐震工事、車両の更新、装備の充実を計画的に実施するとともに、教育・訓練体制の充実を図る。加えて、消防組合や消防団との協議のうえ、消防団活性化総合計画(昭和63年2月29日消防第60号消防庁長官通知)を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図る。また、広報紙やホームページを活用して、女性や大学生といった幅広い層に入団促進の働きかけを行うとともに、機能別団員、分団制度の活用等、消防団の活性化とその育成を進め、6分団制の維持に努める。 消防水利については、消火栓が使用不能となった場合に代理水利の確保に努めるとともに、消防自動車による連携訓練を実施し、災害時に向けた体制作りにも努めていく。	企画財政課
63	69	(1)避難計画等の策定の①避難計画の作成に「避難組織の確立に努める」とありますが、自主防災組織の他に避難組織を設けるのか、自主防災組織内に設けるのかがわかりにくいとお思います。	見直し案のとおり修正します。	(1)避難計画等の策定 ①避難計画の作成 町は、以下に示す避難計画で定める内容について本計画に定めるとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。 また、避難行動要支援者の避難を支援するため、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。	(1)避難計画等の策定 ①避難計画の作成 町は、以下に示す内容を避難計画に定め、自治会が作成する個別計画に避難組織の設立を求めるものとする。 また、避難行動要支援者の円滑な避難を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、福祉避難所を指定する。	まちづくり建設課
64	70	④私立学校の退避計画がありますが、町内に私立の学校はありません。	現在、児童・生徒が通う私立学校はないことから、ご指摘を踏まえて削除することとします。			教育推進課
65	70	④要配慮施設の避難確保問題にある水防法について、改正が行われたことから、町民生活課と役割分担の調整をお願いしたい。	要配慮者施設については、障がい者や高齢者といった社会的な弱者を対象とした施設であるため、迅速な避難の確保が必要であると考えられることから、地域防災計画へ施設を掲載する必要があると考えています。なお、施設に対する避難計画の作成の指導や定期的な確認については、施設を把握している担当課で実施していただくべきと考えています。町民生活課では、10月から運用を開始した地上デジタル放送や今後見直しを予定している各種ハザードマップ等により、要配慮者施設の方に災害に関する情報の提供を実施していきたいと考えています。			健康介護課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
66	70 71	宮代町のようなコンパクトな市街化においては、延焼から逃れるための「広域避難所の確保」は必要ないのではないのでしょうか。そもそも、延焼の可能性の高い密集市街地はどこでしょうか。	広域避難所の確保については、削除する方向で修正させていただきます。 なお、延焼の可能性の高い密集市街地については、東武動物公園駅東口を想定しています。			—
67	71	③避難路の確保の「広域避難場所を指定した町は、～」について、広域避難場所の記述を削除し、指定避難所への避難路の確保について述べるように全体の記述を変えてはどうでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。	広域避難場所を指定した町は、状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。	町は、状況に応じ、次の基準で避難路を選定し、確保するよう努めるものとする。	—
68	74	8 帰宅困難者対策について、説明の内容からまちづくり建設課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	8 帰宅困難者対策 【町民生活課、まちづくり建設課】	8 帰宅困難者対策 【町民生活課】	町民生活課
69	74	8 帰宅困難者対策について、説明の内容からまちづくり建設課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	8 帰宅困難者対策 【町民生活課、まちづくり建設課】	8 帰宅困難者対策 【町民生活課】	まちづくり建設課
70	78	2 避難所運営体制の整備について、説明の内容から総務課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 避難所運営体制の整備 【総務課、町民生活課、福祉課、健康介護課、教育推進課】	2 避難所運営体制の整備 【町民生活課、福祉課、健康介護課、教育推進課】	町民生活課
71	79	〈表2-3〉災害時必要給水量試算表において、災害発生から3日は、1週間後の780人ではなく、避難した6,492人が対象になるのではないのでしょうか。	〈表2-3〉災害時必要給水試算表では、平成24・25年度の埼玉県地震被害想定調査にある避難者数(避難所避難者と避難所外避難者)をもとに作成しているため、修正の予定はありません。			—
72	79	(3)福祉避難所又は福祉避難室の選定について、宮代町ではすでに福祉避難所を選定しています。また、福祉避難室はないので福祉避難室の文言を削除してください。	見直し案のとおり修正します。	(3)福祉避難所又は福祉避難室の選定 発災直後、住民は、指定緊急避難場所から指定避難所に避難することになるが、介護等の特別な配慮を要する要配慮者については、指定避難所での対応が困難となるおそれがあるため、必要に応じて福祉避難所又は福祉支援室を開設し、対応に当てることになる。 そのため、災害時に迅速な対応ができるよう、福祉課及び健康介護課は、あらかじめ町民生活課と協議のうえ、福祉避難所又は福祉支援室を選定するとともに、福祉避難所又は福祉支援室となる施設の管理者に災害時の避難所運営について協力するものとする。	(3)福祉避難所の選定 発災直後、住民は、指定緊急避難場所から指定避難所に避難することになるが、介護等の特別な配慮を要する要配慮者については、指定避難所での対応が困難となるおそれがあるため、必要に応じて、福祉避難所を開設し、対応にあたることになる。 なお、福祉避難所が開設された場合には、福祉課及び健康介護課は、福祉避難所の運営について施設管理者に協力するものとする。	町民生活課
73	80	3 給水体制の整備の(1)給水量の確保にある「表-1」を「表2-3」に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	(1)給水量の確保 町が保有している水道水貯水施設の能力及び応急給水能力は表2-4及び表2-5のとおりである。 これによれば、飲料水兼耐震貯水槽のみの容量で220tあるので、表-1からすれば、最大想定避難民の生命維持に必要な10日分を、大きく上回る給水量は現在においても確保しているところである。	(1)給水量の確保 町が保有している水道水貯水施設の能力及び応急給水能力は表2-4及び表2-5のとおりである。 これによれば、飲料水兼耐震貯水槽のみの容量で220tあるので、表2-3からすれば、最大想定避難民の生命維持に必要な10日分を大きく上回る給水量を、現在においても確保しているところである。	まちづくり建設課
74	80	(2)給水用資機材の整備において、自力で給水可能な給水車を活用した方が災害の際に活躍できるので、「給水タンク、ウォーターバルーン」だけでなく、「給水車」を追加してください。	見直し案のとおり修正します。	(2)給水用資機材の整備 まちづくり建設課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水タンク、ウォーターバルーン、給水容器類(給水配水袋、給水ポリ袋容器)等について整備・充実を図る(注1)ものとする。	(2)給水用資機材の整備 まちづくり建設課は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水タンク、ウォーターバルーン、給水車、給水容器類(給水配水袋、給水ポリ袋容器)等について整備・充実を図る(注1)ものとする。	まちづくり建設課
75	80	(3)応急復旧に備えた水道工事業者との協定の締結については、すでに協定を締結していることから削除してください。	ご指摘を踏まえて本文を削除します。			まちづくり建設課
76	81	(3)民間井戸の活用体制の整備の①について、町では井戸水の水质調査は実施していないので、削除してください。	見直し案のとおり修正します。	(4)民間井戸の活用体制の整備 大規模な地震が発生した場合は、水道管の破損により断水の可能性があり、危機管理の一環として、代替手段を確保しておく必要がある。そこで、現に有効に活用されている民間所有者の井戸を震災時に活用するため、次の基準を満たしたものに「震災対策用井戸」として指定することで、いざというときに使用可能な体制を整えておく。 〈震災対策用井戸選定基準〉 ①現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの ②震災時に付近の住民が使用しやすい場所にあること また、選定した井戸については、次の対策を講じていく。 ①定期的な水质検査を実施し、平常時に井戸水の利用用途について選別を行う。 ⇒上水は飲料水として、中水はトイレ等で生活用水として利用 ②まちづくり建設課は、震災対策用井戸として利用可能な井戸を保有している個人または事業者と災害時における井戸水の利用協定の締結を行う。 ③前項の井戸水の利用協定を締結した井戸について、地震ハザードマップに掲載し、住民への周知を図る。	(3)民間井戸の活用体制の整備 大規模な地震が発生した場合は、水道管の破損により断水の可能性があり、危機管理の一環として、代替手段を確保しておく必要がある。そこで、現に有効に活用されている民間所有者の井戸を震災時に活用するため、次の基準を満たしたものに「震災対策用井戸」として指定することで、いざというときに使用可能な体制を整えておく。 〈震災対策用井戸選定基準〉 ①現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているもの ②震災時に付近の住民が使用しやすい場所にあること	まちづくり建設課
77	82 83	〈表2-7〉災害時食料備蓄計算表(町分、平成19年度調査)と〈表2-8〉災害時食料備蓄計算表(町分、平成24・25年度調査)の違いは何ですか。 また、〈表2-8〉の備蓄食料については、780人を対象に計算するのではなく、避難する6,492人を対象に考えるべきではないのでしょうか。	平成24・25年度に備蓄数を再計算したところ、平成19年度の備蓄数を下回りました。しかし、備蓄計算以上の避難者が発生する恐れがあるため、今まで同様の備蓄を進めるための根拠として平成19年度の備蓄計算表(表2-7)に掲載したものです。 これにより、備蓄食料数の対象者については、〈表2-3〉災害時必要給水試算表に基づき掲載しているため、修正の予定はありません。			—

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
78	85	7 防災用資機材の備蓄について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	(1)食料及び生活関連物資の供給体制の整備において、食料や生活物資を確保するための協定について、産業観光課で締結していることから、備蓄を担当している町民生活課とあわせて産業観光課も掲載しているところです。また引き続き、食料確保等の協定について、今後もさまざまな団体と協定の締結を進めていただく必要もあるため、このまま産業観光課も掲載させていただきます。			産業観光課
79	85	7 防災用資機材の備蓄について、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	企画財政課に物資の調達等の業務を行っていただくにあたり、調達先からの輸送方法や輸送先の物資拠点等を定めた調達計画を策定していただくことを踏まえ、町民生活課、産業観光課とあわせて企画財政課も掲載しているところです。このため、このまま企画財政課も掲載させていただきます。			企画財政課
80	86	8 遺体の処理、埋・火葬の体制整備について、遺体の処理の記載がありますが、埋・火葬についての記載がありません。メモリアル利根は、本来町が行うべき業務である斎場業務を組合として処理しているため、主体的に災害対応業務に対応できるよう町内部の課の一つとして扱った方がよいのではないのでしょうか。	9 遺体の処理、埋・火葬の体制整備について、ご指摘のあった埋・火葬の体制はすでに整っていますので、表題を「8 遺体の処理体制の整備」に修正させていただきます。参考までに、埋・火葬の方法については第3章第1部第13章第4節の遺体の埋・火葬(P237)をご覧ください。なお、メモリアル利根については、遺体の火葬といった業務の内容から主体的に対応することは困難であると思います。			町民生活課
81	86	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備について、説明の内容から健康介護課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備 【町民生活課、健康介護課、まちづくり建設課、久喜宮代衛生組合】	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備 【町民生活課、まちづくり建設課、久喜宮代衛生組合】	町民生活課
82	86・228・229・230・231・299・359	担当課の中に、久喜宮代衛生組合が入っているため、位置づけを再考してください。	今回の地域防災計画の改訂にあたっては、現状の組織体制を踏まえるとともに、住民にもわかりやすい計画になるよう修正を行っています。また、久喜市地域防災計画でも、久喜宮代衛生組合が担当課として位置づけられていることから、宮代町地域防災計画についても、久喜市同様、担当課として、位置づけたいと考えています。 ※震災対策編 第1章 震災予防計画 第15生活環境の整備対策に位置づけあり。			久喜宮代衛生組合
83	87	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備において、町民生活課が久喜宮代衛生組合と協定を締結し、し尿を適切に処理できる体制を確立するとありますが、協定の締結まで必要でしょうか。ちなみに久喜市とは協定の締結はしていません。	平成35年度に予定されている新炉の稼働により、現在、久喜宮代衛生組合で行われているし尿及び廃棄物等の収集・処理体制に変更が生じるおそれがあることから、継続して業務を実施していただけるよう協定の締結を実施するとしたものです。			久喜宮代衛生組合
84	87	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備において、久喜宮代衛生組合が作成する防災計画という記載がありますが、ここでいう防災計画とは、現在、組合で策定中の「災害時における業務運営マニュアル」のことでしょうか。なお、この「災害時における業務運営マニュアル」では、このマニュアルを構成するマニュアルの一つとして、「災害時の収集(ごみ、し尿)マニュアル」があります。	災害時における廃棄物の収集や処分については、久喜宮代衛生組合にお願ひすることになります。災害対応を「災害時における業務運営マニュアル」により実施することですので、記載内容を「災害時における業務運営マニュアル」に修正します。			久喜宮代衛生組合
85	87	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備において、久喜宮代衛生組合が作成する防災計画という記載がありますが、久喜宮代衛生組合では防災計画は策定していないと思います。	久喜宮代衛生組合では、災害時には防災計画ではなく、「災害時における業務運営マニュアル」に基づき対応することでしたので、防災計画を「災害時における業務運営マニュアル」に修正させていただきます。			久喜宮代衛生組合
86	87	(5)災害廃棄物処理計画の策定において、災害廃棄物処理計画を策定するとなっておりますが、今後、久喜宮代衛生組合と町民生活課でこの計画を策定するということでしょうか。	災害廃棄物対策指針の「第2編災害廃棄物対策 第2章災害応急対応」にある2-6 災害廃棄物処理において、「被災市町村は、環境省で作成する被災廃棄物の処理指針(マスタープラン)を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成し、発災後は、発災前に作成した処理計画をもとに災害廃棄物の発生量と施設の被害状況を基に実行計画を作成するとなっております。災害時は時間に余裕もないことから、事前準備をしていただくために記載したところです。町民生活課と調整した結果、衛生組合で策定している「災害時における業務運営マニュアル」で対応可能ということであれば、削除させていただきます。			久喜宮代衛生組合
87	87	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備において、久喜宮代衛生組合は、本来町が行うごみ処理、し尿処理業務を組合として処理しています。災害発生時に久喜宮代衛生組合が主体的に動けるよう業務を明確にした方がよいと思います。また、産業廃棄物の処理業者との事前調整についても、追記が必要であると思います。	9 し尿及び廃棄物等の収集・処理の体制整備について、久喜宮代衛生組合には主体的に動いていただくよう各課同様に担当欄に明記しているところです。業務内容については、第3編第1部第12章第4節災害廃棄物(し尿・ごみ)の処理(P233～236)をご覧ください。なお、災害により発生するごみについては、「災害廃棄物」として扱うことになります。			町民生活課
88	88	10 防疫・保健体制の整備について、現在、協定を締結できる事業者がいません。このため、保健衛生活動に必要な物資は保健所と協力して確保することから、物資については「事業者との協定」から「保健所と協力して確保」に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	10 防疫・保健体制の整備 健康介護課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布器械、噴霧器等、保健衛生活動に必要な物資が迅速に確保できるよう事業者との間で協定を締結する。また、健康介護課は、防疫・保健体制について、保健所等の協力を得て、すみやかに的確な対策を講ずるものとする。	10 防疫・保健体制の整備 健康介護課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布器械、噴霧器等、保健衛生活動に必要な物資が迅速に確保できるよう保健所と協力して確保する。また、防疫・保健体制についても、保健所等の協力を得て、すみやかに的確な対策を講ずるものとする。	健康介護課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
89	88 159	P88の「防疫・保健体制の整備」において「物資が迅速に確保できるように事業者と協定を締結する。」となっておりますが、P159では「医薬品、医療用資機材が不足した場合又は不足することが予想される場合は、幸手保健所の協力を得て必要な医薬品、医療用資機材等を確保する。」とあります。この場合、医薬品等の確保については、業者と協定した物品が不足した場合に保健所の協力を得て確保するというところでよいのでしょうか。	お見込みのとおり、協定業者からの不足分について、保健所の協力を仰ぎ確保することを想定しています。			保健センター
90	90	学校に「防災井戸」はあるのでしょうか。ないのであれば、設置するべきなのでしょうか。	現在、防災井戸はありません。なお、学校については、児童・生徒による事故の恐れがあるため設置する予定はありません。			—
91	90	4 防災拠点施設における対策について、避難所の開設は受け持ちますが、非常用電源の確保については、施設と町民生活課とで調整して下さい。	ご指摘のとおり、施設の整備については、施設の管理者をお願いすることになります。避難所開設の担当課であるため、記載させていただいておりますので、このままとします。			福祉課
92	92	⑤緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の支援等にある「必要に応じて県に建築物に関する情報の提供を求める。」となっておりますが、「必要に応じて県に建築物に関する情報を提供する。」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。			—
93	92	3 一般住宅の耐震の(1)耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進②耐震化に特に配慮すべき施設において、学校教育施設、社会福祉施設や医療施設等の不特定多数が使用する施設について、耐震性の確保を要請とされていますが、改訂案では「まちづくり建設課」に記載していません。防災施策の実施目標では耐震化について「まちづくり建設課、教育推進課、福祉課」が該当しています。改訂案を実施目標に合わせた方がよいと思いがたでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	3 一般建築物の耐震化・不燃化等の促進 【まちづくり建設課】	3 一般建築物の耐震化・不燃化等の促進 【福祉課、まちづくり建設課、教育推進課】	町民生活課
94	94	5 道路・橋梁の整備について、法改正により、5年に1度橋梁の点検が義務化されたことから、本文中に「橋梁の点検・補修」を追加してください。	見直し案のとおり修正します。	5 道路・橋梁の整備 道路及びそれにかかる橋梁は、生活を支える根幹的な施設である。また、震災時には避難、救援、消防活動等といった輸送活動に重要な役割を果たすだけでなく、オープンスペースとして火災の延焼を防ぐ等、災害に強いまちづくりに寄与するところが大きいといえる。 そのため、道路の整備に当たっては、国、県等の関係機関と連携をとり、必要な幅員を確保(注1)するとともに、防災拠点施設への多重なアクセスが可能となる道路の整備を心掛けていく。 また、町道にかかる橋梁については、指定避難所への物資輸送やアクセスに重要な施設であることから、計画的に耐震調査を実施し、危険なものについては耐震補強等を実施していく。	5 道路・橋梁の整備 道路及びそれにかかる橋梁は、生活を支える根幹的な施設である。また、震災時には避難、救援、消防活動等といった輸送活動に重要な役割を果たすだけでなく、オープンスペースとして火災の延焼を防ぐ等、災害に強いまちづくりに寄与するところが大きいといえる。 そのため、道路の整備にあたっては、国、県等の関係機関と連携をとり、必要な幅員を確保(注1)するとともに、防災拠点施設への多重なアクセスが可能となる道路の整備を心掛けていく。 また、町道にかかる橋梁については、指定避難所への物資輸送やアクセスに重要な施設であることから、計画的に耐震調査を実施し、危険なものについては耐震補強等を実施するとともに、定期的な橋梁を点検し、必要に応じて、補修していく。	県土整備事務所
95	96	9 エネルギーの確保について、説明内容から産業観光課は該当しないと思います。仮に該当するとした場合、具体的に何を確保するのでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	9 エネルギーの確保 【産業観光課】	9 エネルギーの確保 【町民生活課】	産業観光課
96	98	第3節 危険物施設等災害予防の1 危険物施設における耐震化の推進指導について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	第5編第3章第1節危険物施設の1 予防対策及び資料-12を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	1 危険物施設における耐震化の推進指導 【町民生活課、福祉課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課】	1 危険物施設における耐震化の推進指導 【町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課、消防組合、久喜宮代衛生組合】	産業観光課
97	98	第3節 危険物施設等災害予防の2 保安教育・訓練の実施について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	第5編第3章第1節危険物施設の1 予防対策及び資料-12を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	2 保安教育・訓練の実施 【町民生活課、産業観光課】	2 保安教育・訓練の実施 【町民生活課、福祉課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課】	産業観光課
98	98	1 危険物施設における耐震化の推進指導において、施設への立ち入り調査や指導・助言は施設管理者や危険物担当がふさわしいと思われま。	第5編第3章第1節危険物施設の1 予防対策及び資料-12を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	1 危険物施設における耐震化の推進指導 【町民生活課、福祉課、産業観光課、まちづくり建設課、教育推進課】	1 危険物施設における耐震化の推進指導 【町民生活課、まちづくり建設課、教育推進課、消防組合、久喜宮代衛生組合】	福祉課
99	100	1 施設の点検整備について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 施設の点検設備 【産業観光課】	1 施設の点検設備 ※担当課なしとします。	産業観光課
100	100	2 社員教育の実施について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 社員教育の実施 【産業観光課】	2 社員教育の実施 ※担当課なしとします。	産業観光課
101	103	3 物的被害を軽減させるための方策について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	農業経営者に対して竜巻被害の軽減について、指導・助言をする課として産業観光課を掲載していますので、このまま掲載させていただきます。			産業観光課
102	106	2 復興に関する事前の取組の推進について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。(まちづくり建設課では。)	見直し案のとおり修正します。	2 復興に関する事前の取組の推進 【企画財政課、町民生活課、産業観光課】	2 復興に関する事前の取組の推進 【企画財政課、町民生活課、まちづくり建設課】	産業観光課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
103	106	2 復興に関する事前の取組の推進について、被災後の復興計画であれば、総合計画等との整合も必要であるが、事前の復興手続き等の復興プランの策定であれば、企画財政課が関与しなくてもよいと思われるため、企画財政課は該当しないと思います。	復興方針や復興計画を策定するための復興プランの検討にあたり、復興方針等の策定時に企画財政課からの要望によって手戻りが生じないよう、復興プランの検討時から企画財政課を担当課として含めているものです。復興後のまちづくりを進めていく上で、復興計画から関与する、復興プランだから関与しないというものではないと思いますので、このままとします。			企画財政課
104	114	2 設置場所が役場(202会議室)となっており、物理的に202会議室がないのは誰もが承知していますが、計画に会議室名まで明示する必要があるのでしょうか。もし、202会議室と明示するのであれば、消防署も大会議室と明示する必要があると思います。	見直し案のとおり修正します。	2 設置場所 本部の設置場所は宮代町役場(202会議室)とし、役場が被災等により利用できない場合は宮代消防署を代替場所とする。	2 設置場所 本部の設置場所は役場庁舎とし、庁舎が被災等により利用できない場合は宮代消防署に設置する。	税務課
105	114	4 現地对策本部の設置について、面積が広い市町村や都道府県レベルであれば現地对策本部が必要だと思いますが、宮代町では必要ないのではないのでしょうか。もし、明示するのであれば、どのような災害が想定されるのでしょうか。	ご指摘のとおり「4 現地对策本部の設置」については削除します。			税務課
106	117	P117第4節本部の組織及び事務分掌にある1 組織体系図にある事務局はどこ部署が担当のでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	事務局	事務局(町民生活課生活安全担当)	住民課
107	117	〈図3-1〉本部組織体系図では、税務班(情報収集班)となっていますが、P118以降は税務班となっているようです。整合性がとれていないように思います。	ご指摘を踏まえて修正します。なお、税務課より、情報収集班については削除するよう依頼がありましたので、そちらを踏まえて、整理させていただきます。			住民課
108	117	1 組織体系図にある議会事務局のあとに宮代町議会議員が設置する災害対策支援本部を追加してください。 ※平成29年3月30日付けで、町対策本部が設置されたときに、本部に協力・支援をするために町議員が災害対策支援本部を設置することにしたため。	ご指摘を踏まえて修正します。			議会事務局
109	118	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌における議会事務局の業務について、宮代町議会災害時対応要領に基づき、「事務局職員が災害対策支援本部の事務に従事すること」を追加してください。	見直し案のとおり修正します。	1 議会との連絡調整 2 議会への陳情、請願の受付 3 班内の庶務及び協力調整 4 災害情報の収集 5 災害情報の収集 6 他の班の支援	1 議会との連絡調整 2 議会への陳情、請願の受付 3 宮代町議会災害対策支援本部の事務従事 4 班内の庶務及び協力調整 5 災害情報の収集 6 他の班の支援	議会事務局
110	118	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の総務班の救助・救命期(発災～3日)にある「15 領事館及び各国大使館との連絡調整」については、具体的な方法がイメージできないので、削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課
111	118 ～ 122	各担当の事務分掌は、業務継続計画(BCP)と調整をしているのでしょうか。事務分掌を絞り込まなければ、実際にできないことが多いのではないのでしょうか。あまりにも現実離れしているように感じます。	業務継続計画(BCP)については、今後、総務課を中心に調整を行うこととなります。ご指摘のとおり、発災時にはできない業務が発生する可能性があります。できない可能性があるものでも、地域防災計画に掲げておくことで、どういった対応が必要になるのかを確認できることから、計画上は掲載しているところです。ご理解いただきたいと思います。			住民課
112	119	税務班は、発災直後から被害状況調査を実施し、短時間で被害状況等を取りまとめ、正確な情報を本部に報告しなければならぬため、帰宅困難者・地区ごとの避難誘導を同時並行で行うことは困難です。そのため、初動期に機動力が残されている課(班)に事務分掌を変えてください。また、業務内容も以下のように修正してください。 救助・救命期(発災～3日) 税務班 1 人的被害状況の情報収集 2 建物その他施設等の被害状況調査 3 各班からの被害情報等の取りまとめ 4 被害情報等の分類整理(地区別) 5 被害情報等の本部への報告 6 各班及び関係機関への被害情報等の情報提供 7 班内の庶務及び協力調整 8 災害情報の収集 9 他の班の支援	見直し案のとおり修正します。	救助・救命期(発災～3日) 税務班 1 人的及び被害納税者(建物)に関する被害情報の収集・本部への報告(地区毎) 2 避難誘導(地区毎) 3 帰宅困難者の避難所への誘導 4 情報収集班の指示 5 各班からの取りまとめ・本部への報告(地区毎)・各班への情報提供 6 班内の庶務及び協力調整 7 被災者の避難誘導 8 班内の庶務及び協力調整 9 災害情報の収集 10 他の班の支援	救助・救命期(発災～3日) 税務班 1 人的被害状況の情報収集 2 建物その他施設等の被害状況調査 3 各班からの被害情報等の取りまとめ 4 被害情報等の分類整理(地区別) 5 被害情報等の本部への報告 6 各班及び関係機関への被害情報等の情報提供 7 被災者の避難誘導 8 班内の庶務及び協力調整 9 災害情報の収集 10 他の班の支援 ※1、2、7については、各班からの派遣班員が行う。	税務課
113	119	税務班の救援期(4日～10日)の業務にある「1 人的被害及び被害納税者(建物)の調査並びに報告」を「1 人的及び物理的被害状況の調査・報告・取りまとめ」に修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
114	119	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌の企画財政班の救助・救命期(発災～3日)にある「7 庁舎内外における電脳ネットワーク被害の把握及び復旧状況の確認」について、電脳という言葉は宮代町独自の言い方であるので、一般的な表現である「庁舎内及び庁舎と接続しているデータ通信ネットワーク」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			企画財政課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
115	119	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌にある住民班の業務の中で、「9 町外避難者の受入」と「10 避難世帯の調査」については、避難所を運営する課にお願いした方がスムーズに業務ができるのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえて、削除します。なお、これらの業務については、避難所の運営業務の中で実施していただくこととし、事務分掌上には記載しないものとします。			住民課
116	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「1 要配慮者の安否確認及び避難支援」については、要配慮者の対応は福祉班のみの対応ではないことから以下の通り修正してください。 1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援	見直し案のとおり修正します。	1 要配慮者の安否確認及び避難支援	1 避難行動要支援者への支援	福祉課
117	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「2 行方不明者の把握及び捜索」については、福祉班の業務ではないと思うので、削除してください。	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「2 行方不明者の把握及び捜索」については、避難所の避難者名簿を元に行方不明者を把握していただく予定です。このため、福祉課のほか、健康介護課、教育推進課についても、行方不明者の把握を追加します。また、捜索については、主として消防署職員や消防団員が行いますが、必要に応じて、情報提供等の協力を求めることもあるため記載しています。			福祉課
118	120	福祉班の救助・救命期の業務に「5 関係協力団体との連絡調整」とありますが、関係協力団体とは具体的にどのような団体でしょうか。	社会福祉協議会や特別支援学校、日本赤十字社、社会福祉施設管理者です。なお、社会福祉協議会及び日本赤十字社については、すでに掲載されているので見直し案のとおり修正します。	5 関係協力団体との連絡調整 6 社会福祉施設に対する被害状況の調査	5 特別支援学校との連絡調整 6 社会福祉施設に対する被害状況の調査及び連絡調整	福祉課
119	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「6 社会福祉施設に対する被害状況の調査」については、他の課でも対象となる施設があると思うので、そちらにも追加してください。	要配慮者への支援の面で、医療施設や介護施設の状況把握も必要であることから、ご指摘を踏まえて、健康介護課にも「医療施設及び介護施設の被害状況の調査」を追加します。			福祉課
120	120	福祉班の救助・救命期の業務に「7 町外避難者の受入」のがありますが、町外避難者とは帰宅困難者のことでしょうか。	町外避難者は帰宅困難者を含み、他の自治体から宮代町へ広域避難してくる方となります。なお、避難の受入れは避難所で行うことになるため、「町外避難者の受入」については、「福祉班・健康介護班・教育推進班」で行うこととし、「住民班」の業務からは削除します。			福祉課
121	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「12 災害甲斐金及び見舞金の支給並びに災害支援資金の貸付」については、復旧・復興期からの業務であるので、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
122	120	福祉班の救助・救命期の業務に「18 救助隊の行動」とは具体的にどのようなことでしょうか。	見直し案のとおり修正します。 ※埼玉県の救助隊である埼玉SMARTへの協力でしたので、削除しています。 また、避難誘導については、各班からの派遣要員で対応することから、削除しています。	18 救助隊の行動 19 避難誘導の実施	18 削除 19 削除 ※以下、繰上げ	福祉課
123	120	福祉班の救助・救命期の業務に「19 避難誘導の実施」とは具体的にどのようなことでしょうか。	避難行動要支援者に対する避難誘導に関する対策(避難先の把握や広報)の実施を想定しています。(P193・194)			福祉課
124	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「22 生活保護世帯に対する災害対策」については、生活保護世帯と一般世帯とで分ける必要がないため、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
125	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救援期(4日～10日)にある「1 避難所の運営(災害ボランティアセンターとの連携)」について、避難所の運営と災害ボランティアセンターとの連携は別の業務であるため、それぞれ別項目として記載してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			福祉課
126	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救援期(4日～10日)にある「6 生活保護の給付」について、一般の業務であるため、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			福祉課
127	120	町民生活班の救助・救命期(発災～3日)の業務にある「1 久喜宮代衛生組合と重要道路における廃棄物の処理に向けた調整」にある重要道路の定義を教えてください。	重要道路とは、緊急輸送道のことをい、災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき路線のことで、主に、高速道路や国道、県道、地域内の防災拠点を連絡する道路のことを言います。具体的な場所については、資料-4の緊急輸送道路をご覧ください。			久喜宮代衛生組合
128	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の町民生活班の救助・救命期(発災～3日)にある「6 避難所におけるペットとの共存」について、避難所でのペットの飼育は各避難所の判断に委ねられると思います。このため、町民生活班では、この業務についてどのように対応したらよいのでしょうか。なお、事前に避難所対応マニュアルを整備するのであれば、防災担当で整備し、第2編の災害予防対策編にも対応を記載するべきでないでしょうか。	ノウハウを活かして、避難所に避難した避難者に対して、動物の保護収容施設や獣医師の斡旋をお願いします。			町民生活課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
129	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の町民生活班の救助・救命期(発災～3日)にある「7 動物の保護收容及び治療計画」について、動物を保護した場合、どこに收容するのでしょうか。新たに設置するのであれば、どのように行うのでしょうか。また、治療計画とはどういったものなのでしょうか。計画の策定にあたり獣医師と相談するのでしょうか。獣医師の協力も必要となります。このため、町民生活班では、この業務についてどのように対応したらよいのでしょうか。なお、事前に準備も必要となるので、第2編の災害予防対策編にも対応を記載するべきでないでしょうか。	動物の保護收容施設としては、幸手保健所、又は埼玉県動物指導センター南支所を考えています。また、動物の治療については、飼主の責任で行うべきことであるため、「7 動物の保護收容及び治療計画」は「7 動物の保護收容施設の斡旋」と「8 獣医師の斡旋」に修正させていただきます。			町民生活課
130	120	町民生活班の救援期(4日～10日)の業務にある「1 久喜宮代衛生組合と障害物、産業廃棄物及び生活ゴミの処理に向けた調整」について、久喜宮代衛生組合では、産業廃棄物の処理は行わないので、産業廃棄物を削除してください。また、ごみの表記についても、他の文章とあわせて、ひらがなで表記してください。	町民生活班の救援期(4日～10日)における、久喜宮代衛生組合に関する記載は削除します。			久喜宮代衛生組合
131	120	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の町民生活班にある久喜宮代衛生組合に関連する業務について、久喜宮代衛生組合が担う業務と町民生活班が担う業務を明確にしてください。	見直し案のとおり修正します。	救助・救命期(発災～3日) 町民生活班 1 久喜宮代衛生組合と重要道路における廃棄物の処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合にある清掃施設に対する被害状況の把握及び本部への報告 3 久喜宮代衛生組合とし尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理に向けた調整 4 そ族・昆虫の駆除 5 仮設トイレの設置及び消毒 6 避難所におけるペットとの共存 7 動物の保護收容及び治療計画 8 班内の庶務及び協力調整 9 被災情報の収集 10 他の班の支援 救援期(4日～10日) 1 久喜宮代衛生組合と障害物、産業廃棄物及び生活ゴミの処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合とし尿処理に向けた調整 ○以下同左	救助・救命期(発災～3日) 町民生活班 1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設トイレの調達 4 広域利根斎場組合との連絡調整 5 避難所におけるペットの避難状況の把握 6 そ族・昆虫の駆除業者の斡旋 7 動物の保護收容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 班内の庶務及び協力調整 10 被災情報の収集 11 他の班の支援 救援期(4日～10日) ○以下同左	町民生活課
132	121	健康介護班の業務は改訂案ではP121に掲載されていますが、エクセルの実施担当一覧には健康介護班のページ(P121)がありません。	実施担当一覧では、「P118～」として、P121を含む<表3-3>全体を示すものとさせていただきます。			保健センター
133	121	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の健康介護班の救助・救命期(発災～3日)にある「14 死亡の確認及び死体の検案」について、死亡の確認ができる職種の方がいないため、以下のとおり修正してください。 17 町医師会と協力し、死亡の確認及び死体の検案	見直し案のとおり修正します。	14 死亡の確認及び死体の検案	17 病院等経営者と協力し、死亡の確認及び死体の検案	健康介護課
134	121	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の住民班にあるメモリアル利根に関連する業務について、メモリアル利根が担う業務と住民班が担う業務を明確にしてください。	見直し案のとおり修正します。	救助・救命期(発災～3日) 町民生活班 1 久喜宮代衛生組合と重要道路における廃棄物の処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合にある清掃施設に対する被害状況の把握及び本部への報告 3 久喜宮代衛生組合とし尿、生活ごみ及び災害廃棄物の処理に向けた調整 4 そ族・昆虫の駆除 5 仮設トイレの設置及び消毒 6 避難所におけるペットとの共存 7 動物の保護收容及び治療計画 8 班内の庶務及び協力調整 9 被災情報の収集 10 他の班の支援 救援期(4日～10日) 1 久喜宮代衛生組合と障害物、産業廃棄物及び生活ゴミの処理に向けた調整 2 久喜宮代衛生組合とし尿処理に向けた調整 ○以下同左	救助・救命期(発災～3日) 町民生活班 1 久喜宮代衛生組合からの情報収集 2 久喜宮代衛生組合への情報提供 3 仮設トイレの調達 4 広域利根斎場組合との連絡調整 5 避難所におけるペットの避難状況の把握 6 そ族・昆虫の駆除業者の斡旋 7 動物の保護收容施設の斡旋 8 獣医師の斡旋 9 班内の庶務及び協力調整 10 被災情報の収集 11 他の班の支援 救援期(4日～10日) ○以下同左	町民生活課
135	122	教育推進班の救助・救命期の業務に「7 避難所での炊き出しの調整、実施」とある。避難所運営班については、福祉班、健康介護班とともに3班で担うことになりましたが、炊き出しについては、教育推進班にしか設定されていません。	ご指摘を踏まえ、「避難所での炊き出しの調整、実施」を避難所運営を行う福祉班及び健康介護班の業務に追加します。			教育推進課
136	122	教育推進班の救助・救命期の業務に「11 郷土資料館の被害状況の調査及び連絡」とありますが、他の施設では被害状況の調査とともに応急復旧を設定しているため、「郷土資料館の応急復旧」を追加してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
137	122	各課で事前登録する情報収集担当は廃止し、発災時に対応できる職員数を税務班長が要請できる体制としたいので、情報収集班の記述は削除してください。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
138	122	〈表3-3〉本部及び各班分担事務分掌にある教育推進班の12 指定文化財の保護について、指定文化財だけを対象とするのではなく、文化財の保護とし、業務の範囲を広げた方が良いと思います。	見直し案のとおり修正します。	12 指定文化財の保護	15 文化財の保護	教育推進課
139	126	〈図3-5〉職員動員配備計画において、「班／対応課名」欄に会計室がありません。また、会計室の「室長」を「会計管理者」に修正してください。	ご指摘のとおり修正します。	班／対応課名 福祉班 室長	班／対応課名 会計班 会計管理者	会計室
140	126	〈表3-5〉職員動員配備計画（平成27年現在）において、基準年度を平成29年度とした方がよいのではないのでしょうか。また、非常体制の第1配備において、町に災害対策本部が設置された場合、議会では災害対策支援本部が設立されることから、議会事務局職員については、災害対策支援本部の設立後、災害対策支援本部に協力・支援するとともに、災害対策支援本部の事務に従事することを注意書きに追加してください。	見直し案のとおり修正します。	〈表3-5〉職員動員配備計画（平成27年度） 非常体制 第1配備 2人	〈表3-5〉職員動員配備計画（平成29年度） 非常体制 第1配備 2人 注2 注2：議会事務局職員は、災害対策本部が設置されたときは、議会事務局班の業務のほか、災害対策本部に協力及び支援するために宮代町議会議員が設置する災害対策支援本部の事務も行うものとする。	議会事務局
141	127	2 勤務時間内の班員配備の(5)について、派遣職員に対する職員の意識を明確にする必要があるため、以下のように修正してください。 (5)各班長は、税務班長の要請に基づき、災害時の情報収集に必要な班員を派遣するものとする。なお、各班への要請は、総務班、企画財政班、会計班を優先に行うものとする。 被害状況等の情報収集に当たっては、被害の程度により、地区ごとにチームを編成して、効率的に実施するものとする。	見直し案のとおり修正します。	(5)各班長は、税務班（情報収集班）に対して、災害時の情報収集のため、あらかじめ定められている班員を情報収集担当として、派遣するものとする。なお、本部員会議から情報収集担当の班員について、総務班を通じて増員の要請があった場合には、税務班へ班員を派遣する。 情報収集班は、各班から派遣された班員で、地区ごとにチームを編成し、市街地を中心に情報収集活動に当たるものとする。 (6)各班長は、緊急の業務等により、事務局その他各班の業務について、本部員会議から総務班を通じて班員の派遣要請があった場合には、直ちに班内調整を行い、必要な班員を派遣する。	(5)各班長は、税務班長の要請に基づき、災害時の情報収集に必要な班員を派遣するものとする。なお、各班への要請は、住民班、まちづくり建設班及び避難所運営を行う班（福祉班、健康介護班、教育推進班）を除く各班を優先的に行うものとする。被害状況等の情報収集に当たっては、被害の程度により、地区ごとにチームを編成して、効率的に実施するものとする。また、被害の状況に応じて、避難誘導を行う班員を派遣する。 (6)各班長は、その他各班の業務についても、事務局から班員の派遣要請があった場合には、直ちに班内調整を行い、必要な班員を派遣する。	税務課
				P131 2 勤務時間内の班員配置 【各班共通】 (5)各班長は、税務班（情報収集班）に対して、災害時の情報収集のため、あらかじめ定められている班員を情報収集担当として、派遣するものとする。なお、本部員会議から情報収集担当の班員について、総務班を通じて増員の要請があった場合には、税務班へ班員を派遣する。 情報収集班は、各班から派遣された班員で、地区ごとにチームを編成し、市街地を中心に情報収集活動に当たるものとする。 (6)各班長は、緊急の業務等により、事務局その他各班の業務について、本部員会議から総務班を通じて班員の派遣要請があった場合には、直ちに班内調整を行い、必要な班員を派遣する。 (7)市街地内にある住宅密集地域等被害が大きくなるおそれのある地域に対して、必要に応じて班員を派遣し、地域における自主防災組織、警察機関、消防団等と連携して適切な避難誘導、救出活動を行うものとする。 3 勤務時間外の班員配置 【各班共通】 (1)各班長は、各班の活動方針を決定し、班員を発災初期に必要となる下記の業務について、参集した順に配置する。なお、あらかじめ情報収集班に定められている職員については、直接、税務班に合流し、情報収集班として、税務班長の指示に従うものとする。 ①各班の所管施設、町内の被害状況の情報収集 ②被害状況の集約 ③事務局との連絡調整 (2)各班長は、活動を円滑にできるだけの班員が参集した場合、参集した班員をあらかじめ定めたチームへ配置する。ただし、被害状況に応じ、円滑な被害応急対策を実施するため、必要と認められるときは、班員に対して、あらかじめ定められている業務を変更して、別の業務を指示、命令することができる。 (3)配備については、班員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。	P127 2 勤務時間内の班員配置 【各班共通】 (5)各班長は、税務班長の要請に基づき、災害時の情報収集に必要な班員を派遣するものとする。なお、各班への要請は、住民班、まちづくり建設班及び避難所運営を行う班（福祉班、健康介護班、教育推進班）を除く各班を優先的に行うものとする。被害状況等の情報収集に当たっては、被害の程度により、地区ごとにチームを編成して、効率的に実施するものとする。また、被害の状況に応じて、避難誘導を行う班員を派遣する。 (6)各班長は、その他各班の業務についても、事務局から班員の派遣要請があった場合には、直ちに班内調整を行い、必要な班員を派遣する。 (7)避難誘導で派遣された班員については、自主防災組織、警察署、消防組合、消防団と連携して、適切に避難誘導、救出活動を行うものとする。 3 勤務時間外の班員配置 【各班共通】 勤務時間外の班員配置については、被害状況により、十分な人数が確保できない可能性がある。このため、各班長は参集した職員の中で、各班所管の業務について指示をするものとする。ただし、緊急のため、必要と認められるときは、別の業務を指示、命令することができる。 P141 2 情報収集の体制 【各班共通】 情報収集を行う班員は、以下の体制で実施するものとする。実施に当たり、税務班長は、情報収集活動が交代できるようにローテーションを組む等、活動が維持できる体制の確保に努めるものとする。 (1)勤務時間内での体制 税務班長は情報収集活動を行う体制が整い次第、税務班員や各班から派遣された職員でチームを編成して、町内の被害情報の収集を行う。なお、組み合わせ及び派遣人数については、税務班長の指示による。 (2)勤務時間外での体制 休日、夜間等の勤務時間外については、十分な人数の確保が難しいことから、必	

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
142	127 141	2 情報収集班の活動体制において、情報収集班は税務班に統一するためP141は削除し、税務班の活動体制としてP127に加筆修正してください。	見直し案のとおり修正します。	<p>P146</p> <p>2 情報収集班の活動体制 【税務班】 情報収集班は、次に掲げる方針に従い活動するものとする。なお、活動の詳細はあらかじめ定めてあるマニュアル(第2編 第3章 第1節 7(3)職員の防災能力の向上)に基づき、班長又は副班長の指揮のもと、行動する。 (1)勤務時間内での行動 勤務時間中に非常体制第1配備以上の地震(震度5以上)(第3編 第3章 第1節 1<表3-4>参照)があった場合、各班長は税務班に情報収集班として活動する班員を派遣し(第2編 第3章 第3節 緊急対策活動のための準備 参照)、情報収集班は情報収集活動を行う体制が整い次第、町内の被害情報の収集を行う。 (2)勤務時間外での行動 ①休日、夜間等の勤務時間外に非常体制第1配備以上の地震があった場合は、「第3編 第3章 第1節 5 班員参集に当たっての心得」を基本に税務班員及び情報収集班として活動する各班の職員は、速やかに役場庁舎に集合する。庁舎に集合した後は、税務班長又は税務副班長からの指示に基づき情報収集体制を整え、速やかに町内の割り当てられた地域に向かい情報収集活動に当たる。このため、税務班長は、各班長に対して、情報収集班として業務にあっている各班から派遣されている班員の活動状況について、本部員会議において報告するものとする。 また、情報収集班として活動する職員が庁舎する際に災害情報を入手していた場合は、直ちに税務班長又は税務副班長に報告する。 なお、税務班長又は税務副班長が不在の場合は、次の順位により責任者からの指示を仰ぐ。 ア 災害対策副本部長(副町長) イ 災害対策副本部長(教育長) ウ 災害対策副本部長(町民生活課長) ②税務班長は、必要に応じて、本部に各班からの応援班員の派遣要請を行うものとする。なお、本部員会議の結果、各班から応援班員が派遣される場合には、居住地域を踏まえて、班員を割り振り、速やかに情報収集活動に当たらせる。 ③税務班長は、情報収集活動に当たり、情報収集活動に必要な人員が全て整うまで待つのではなく、必要最低限の人員が整い次第、情報収集活動に当たらせるものとする。 (3)情報収集班の組織編制 情報収集については、町内を消防団の分団区域でもある「姫宮地区」「中央地区」「和戸地区」の概ね3ブロックごとに情報収集活動に当たるものとし、班編成については、次のとおりとする。 なお、この編成表は一つの目安とし、実態にあわせ臨機応変に編成するものとする。 <表3-10> (※省略) (注)税務班長は、本部での指揮に当たる。また、現地との連絡調整は税務班(情報収集班)の班員が行う。 (注)本編成表はあくまで現場に向かう必要最小限の人数とする。なお、情報収集の組み合わせ及び派遣人数については、税務班長の指示による。 (4)情報収集活動の内容及び留意点 ①情報収集については、情報収集活動を円滑に行うため、原則、防犯ハトール車に必要な装備を載せて収集活動に当たる。ただし、ハトール車で活動が困難な場合は、必要な装備を携行(注1)し、自転車や徒歩等でこれに当たるものとする。 ②情報収集活動の内容は、原則として、「本節 1 (1)発災直後の情報収集すべき内容の一覧」を基本とする。 ③被害が甚大又は拡大のおそれがあるときは、本部の指示に基づき町指定の避難所に住民の避難誘導を行うとともに、本部に応援要請を行い、避難所を臨時的な情報収集及び避難誘導の活動拠点とする。 ④情報収集活動が長期化する可能性がある場合は、税務班長は情報収集班員についてローテーションを組み、情報収集活動を交代で行う等、活動が維持できる体制を確保するよう努める。 ⑤税務班長は、情報収集班からの情報を税務班(情報収集班)に整理させるとともに記録にとらせる。 3 災害情報の記録 【各班共通】 (1)災害情報の伝達・記録 各班長は、災害情報を緊急度、重要度に区分し、速やかに税務班(情報収集班)に報告し、税務班(情報収集班)は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、それをできるだけ正確に記録しなければならない。また、本部は事務局を通じて、関係機関に災害情報を伝達するものとする。 (2)災害時の映像記録等の確保 各班長は、災害応急活動の資料とするため、必要に応じて、写真、ビデオ等により撮影し、災害時の映像について記録する。</p>	<p>要最低限の人員が整い次第、情報収集活動を行うものとする。なお、被害状況により、税務班長又は税務副班長が不在な場合は、次の順位の責任者が各班へ派遣要請を行うものとする。 ①災害対策副本部長(副町長) ②災害対策副本部長(教育長) ③災害対策副本部長(町民生活課長) (3)情報収集活動の内容及び留意点 ①情報の収集にあたっては、原則、公用車に必要な装備を載せて収集活動を行うものとする。ただし、被害状況により、公用車で情報収集活動が困難と思われる場合は、必要な装備を携行(注1)し、自転車や徒歩等で行うものとする。 ②情報収集する内容については、「本節 1 (1)発災直後の情報収集すべき内容の一覧」を基本とする。 ③被害が甚大、又は拡大のおそれがあるときは、税務班長に避難誘導を行うための職員を派遣を要請するとともに、必要に応じて、被災者を町指定の避難所に誘導する。 ④税務班長は、情報収集を行う職員や各班から得られた情報を税務班の班員に整理させるとともに記録にとらせる。 3 災害情報の記録 各班長は、災害情報を緊急度、重要度に区分し、速やかに税務班に報告する。なお、税務班は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、それをできるだけ正確に記録しなければならない。記録にあたっては、各課で所有するカメラやビデオで、できる限り資料を集めるものとする。なお、本部は税務班が取りまとめた情報について、事務局を通じて、関係機関に災害情報を伝達するものとする。</p>	税務課
143	129	1 班員の健康管理に「健康診断等を実施し」とありますが、保健師は健康診断ができないため、「健康調査等を実施し」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
144	131	<図3-2>情報管理体制図に久喜宮代衛生組合は入らなくてよいのでしょうか。	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正します。 ①「指定公共機関・指定地方公共機関」に久喜宮代衛生組合を追加 ②病院等経営者、宮代町消防団及び宮代町災害時支援隊を第1編 第5章 第5節に掲げる団体のグループに移動(あわせて「その他の機関・団体」を「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」に修正します。)	病院等経営者	久喜宮代衛生組合 ※病院等経営者、宮代町消防団及び宮代町災害時支援隊は「その他の機関・団体」のグループに移動し、名称を「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」に修正。	税務課
145	131	<図3-2>情報管理体制図に久喜宮代衛生組合の記載がありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整理してください。	ご指摘を踏まえ、図中に追加させていただきます。			久喜宮代衛生組合

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
146	131	第2節 情報管理体制にある東京電力(株)については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド(株)に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力
147	132	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表の「幸手保健所 保健衛生」を「幸手保健所 保健衛生、犬の捕獲等」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			町民生活課
148	132	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表に、以下の通り追加してください。 埼玉県東部環境管理事務所 有害物質流出など環境汚染全般	見直し案のとおり修正します。	記載なし	埼玉県東部環境管理事務所 有害物質流出等の環境汚染全般	町民生活課
149	132	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表に、以下の通り追加してください。 埼玉県動物指導センター南支所 動物の保護全般	見直し案のとおり修正します。	記載なし	埼玉県動物指導センター南支所 動物の保護全般	町民生活課
150	133	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表に久喜宮代衛生組合の記載がありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整理してください。	ご指摘を踏まえ、表の指定地方公共機関として新たに項目を設け、追加させていただきます。			久喜宮代衛生組合
151	133	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表にある東京電力(株)カスタマーセンターについては、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターに修正してください。	見直し案のとおり修正します。	東京電力(株)カスタマーセンター	東京電力エナジーパートナー株式会社	東京電力
152	133	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表の33 宮代町水道工事業者組合の備考欄にある「水道被害」を「上水道被害」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
153	133	〈表3-6〉防災関係機関連絡一覧表の34 宮代町下水道排水設備指定工事店の備考欄にある「水道被害」を「下水道被害」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
154	140	〈表3-9〉発災直後の情報収集内容一覧の人的被害にある情報収集班を税務班に修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
155	140	〈表3-9〉発災直後の情報収集内容一覧の物的被害の7 清掃施設の被害状況に久喜宮代衛生組合の記載がありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整理してください。	ご指摘を踏まえ、町民生活班を削除し、久喜宮代衛生組合に修正させていただきます。			久喜宮代衛生組合
156	143	3 災害情報の記録において、大規模災害時は、その状況を記録する機材が不足することが懸念されるため、職員個人の機材提供を明示して、意識の醸成が必要があると思います。このため、情報収集班を税務班に統合して、修正したうえで、個人所有のカメラ・ビデオを利用することを明示した方が良いのではないのでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	3 災害情報の記録 (1)災害情報の伝達・記録 各班長は、災害情報を緊急度、重要度に区分し、速やかに税務班(情報収集班)に報告し、税務班(情報収集班)は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、それをできるだけ正確に記録しなければならない。また、本部は事務局を通じて、関係機関に災害情報を伝達するものとする。 (2)各班長は災害応急活動の資料とするため、必要に応じて、写真、ビデオ等により撮影し、災害時の映像について記録する。	3 災害情報の記録 各班長は、災害情報を緊急度、重要度に区分し、速やかに税務班に報告する。なお、税務班は、報告内容を取りまとめて本部に報告するとともに、それをできるだけ正確に記録しなければならない。記録にあたっては、各課で所有するカメラやビデオで、できる限り資料を集めるものとする。なお、本部は税務班が取りまとめた情報について、事務局を通じて、関係機関に災害情報を伝達するものとする。	税務課
157	144	(2)広報の実施方法①について、情報収集班を税務班と統合し、修正してください。	見直し案のとおり修正します。	①税務班(情報収集班)は情報収集班が集めてきた情報と各班及び関係機関から集められた情報を取りまとめた後、本部に報告し、本部は本部員会議により、住民に対して流すべき情報を整理し、総務班に伝達する。	①税務班は各班の情報、各班から派遣された班員が集めてきた情報及び関係機関から集められた情報を取りまとめた後、本部に報告する。本部は本部員会議により、住民に対して流すべき情報を整理し、総務班に伝達する。	税務課
158	145	3 報道機関への広報について、広報は総務班の業務となっているので、総務班へ修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
159	145	(2)帰宅困難者への広報について、福祉班、健康介護班は避難所運営を行うため、駅舎を含めた総合的な対応は本部(事務局)でお願いします。	ご指摘を踏まえて、鉄道事業者と事務局で対応します。なお、周知については、総務班にお願いします。			福祉課
160	147	〈表3-11〉問い合わせが予想される事項一覧にある東京電力(株)については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド(株)に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	東京電力(株)	東京電力パワーグリッド株式会社	東京電力

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
161	148	<表3-10>問い合わせが予想される事項一覧表の仮設トイレ・トイレの汲み取りに関する情報に久喜宮代衛生組合の記載がありません。久喜宮代衛生組合の位置付けを整理してください。	ご指摘を踏まえ、町民生活班を削除し、久喜宮代衛生組合に修正させていただきます。			久喜宮代衛生組合
162	155	(2)情報の収集先・手段について、(税務班(情報収集班))を削除するとともに、以下のとおり修正してください。 (2)情報の収集先・収集内容 ア 各地区の被害状況 イ 建物、道路その他施設の被害状況 ウ その他応急医療活動に必要な情報	見直し案のとおり修正します。	(2)情報の収集先・手段 ①消防署 ア 救急車の稼働状況 イ 火災、倒壊建物の発生状況 ウ その他119番通報の状況 ②税務班(情報収集班) ア 甚大な被害を受けている地区の状況 イ 道路の被害状況 ウ ヘリポートの被害状況	(2)情報の収集先・内容 各班及び各班から派遣された班員 ① 各地区の被害状況 ② 建物、道路その他施設の被害状況 ③ その他応急医療発動に必要な情報	税務課
163	155	(3)情報の共有と広報において、健康介護班は避難所での情報を随時税務班に還元することになっていますが、税務班は避難所での情報を整理しなくても良いのでしょうか。以下のように修正した方が良いのではないのでしょうか。 健康介護班は、避難所等で把握した情報を随時税務班に報告するとともに、医療機関は税務班の問い合わせに応じる。	見直し案のとおり修正します。	(3)情報の共有と広報 健康介護班は、避難所等で把握した情報を随時、医療機関、消防署、税務班(情報収集班)に還元するとともに、問い合わせに応じる。	(3)情報の共有と広報 健康介護班は、避難所等で把握した医療・救護に関する情報を随時、税務班に報告するとともに、医療機関は税務班の問い合わせに応じる。なお、税務班は整理した情報を、医療機関及び消防署に提供する。	税務課
164	155	(4)総務班への伝達については、(3)情報の共有と広報の修正結果を踏まえて修正してください。	見直し案のとおり修正します。	(4)総務班への伝達 税務班(情報収集班)は、情報収集班等が収集した情報のうち、住民に広報すべき内容を取りまとめ本部に報告する。本部は、報告された結果を住民に周知を図るため総務班に伝達する。	(4)総務班への伝達 税務班は、各班及び各班から派遣された職員から収集した情報のうち、住民に広報すべき内容を取りまとめ本部に報告する。本部は、報告された結果を住民に周知を図るため総務班に伝達する。	税務課
165	156	<図3-4>災害時医療救護体制について、本文では「健康介護班が～税務班を通じて本部に報告する。」なっていますが、図ではそうなっていません。	ご指摘のとおり修正します。			税務課
166	157	4 地域医療救護所の設置について、説明に内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	4 地域医療救護所の設置 【事務局、税務班、健康介護班、消防署】	4 地域医療救護所の設置 【事務局、健康介護班、消防組合】	税務課
167	158	6 後方医療機関への負傷者の搬送について、説明内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	6 後方医療機関への負傷者の搬送 【事務局、税務班、健康介護班、消防署】	6 後方医療機関への負傷者の搬送 【事務局、健康介護班、消防組合】	税務課
168	166	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
169	170	東日本大震災において、自衛隊は道路や橋の修繕を行いました。このため、自衛隊要請の範囲に「道路、橋の応急措置」を追加した方が良いと思います。	ご指摘のとおり修正します。			住民課
170	172	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
171	174	<表3-15>町内の公共的団体と関係班について、福祉課は、日本工業大学や宮代高校で災害時に避難所としての対応は当たるものの、平常時は業務的な関係がありません。このため、協定の窓口については、本部(事務局)が適していると思います。	見直し案のとおり修正します。	2 公共的団体等 (1)連携体制 災害発生時には、町内一丸となって災害対策に当たらなければならないことから、町内の公共的団体に対して積極的な支援依頼を行っていくとともに、平常時においても、円滑な協力体制が得られるよう必要に応じて応援協定の締結を進めていく。 なお、協定の窓口については、日常的な業務の繋がりが及び災害時の役割分担との関係から、次のとおりとする。	2 公共的団体等 (1)連携体制 災害発生時には、町内一丸となって災害対策に当たらなければならないことから、町内の公共的団体に対して、積極的な支援を依頼していくとともに、平常時においても、円滑な協力体制が得られるよう、必要に応じて、応援協定を締結していく。 なお、協定の窓口については、日常的な業務の繋がりのある課で行うものとし、災害時には、次の役割分担で対応するものとする。	福祉課
172	176	1 住民としての活動について、説明の内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 住民としての活動 【税務班、健康介護班】	1 住民としての活動 ※担当課なしとします。 <図3-8>災害時の行動イメージ 「指定緊急避難場所又は指定避難所への避難」を「一時避難所への避難」の次に追加。	税務課
173	176	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
174	177	2 自主防災組織の活動について、説明の内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 自主防災組織の活動 【税務班、健康介護班】	2 自主防災組織の活動 ※担当課なしとします。	税務課
175	177	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
176	179	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
177	180	1 (仮称)宮代町災害ボランティアセンターの開設の(1)において、災害対策本部が立ち上がった場合に、自動的に開設するようになっているが、本部の判断のもとに窓口を設置した方が良いと思います。	災害時の伝達の遅れや連絡調整ミスにより、災害ボランティアセンターが開設できないことがないように本部の設立と併せてボランティアセンターを開設するとのことです。災害規模により開設が不要となった場合には、本部員会議の決定により、ボランティアセンターの廃止を伝えたいと思います。			福祉課
178	180	1 (仮称)宮代町災害ボランティアセンターの開設の(2)において、ボランティアセンター設置の判断は、本部の判断のもとに行った方が良いと思います。	災害ボランティアセンターの開設が判断の遅れや連絡調整ミスにより、後手に回らないよう本部の設立と併せて開設するとのことです。災害規模により開設が不要となった場合には、本部員会議の決定により、ボランティアセンターの廃止を伝えたいと思います。			福祉課
179	181	3 ボランティアの受入について、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	3 ボランティアの受入にある(2)一般ボランティアへの協力依頼事項にある「⑦町に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する仕分け等」の業務を行うにあたり、企画財政課と連携して実施していただくことから、掲載しているものです。このため、このまま企画財政課も掲載させていただきます。			企画財政課
180	183	<図3-11>大規模地震発生時の避難の流れにある④について、2 一時避難所への避難(住民の自主的避難)に記載がありません。	ご指摘を踏まえて修正します。	記載なし	(4)火災の危険や自宅に大規模な被害を受けた住民は、自主防災組織でまとまりながら、開設された指定避難所へ避難する。	福祉課
181	185	1 避難勧告、避難指示(緊急)の基準にある(2)地すべりが発生する可能性があるとき(特に降雨の場合)について、宮代町には土砂災害計画区域や地すべり防止区域等がないことから削除してはどうでしょうか。	ご指摘を踏まえて削除します。			気象庁
182	185	1 避難勧告、避難指示(緊急)の基準に河川に関する基準がありません。町内には、水位周知河川の大落古利根川もあり、洪水浸水想定区域もあるので、検討が必要だと思います。	P185にある「1 避難勧告、避難指示(緊急)の基準」については、震災応急対策であるため、河川に関する記述をしていないところです。なお、風水害対策については、P282に河川に関する基準を掲載しています。			気象庁
183	185 187	第3節 避難勧告・避難指示(緊急)及び第4節 屋内退避の指示について、総務班で指示することは困難であるため、他の担当へ修正してください。	第3節 避難勧告・避難指示(緊急)及び第4節 屋内退避の指示について、避難の指示については、本部が行います。総務班には、本部で判断した内容について、住民やマスコミ等への情報提供をお願いしたいと思っておりますので、このままとします。			総務課
184	189	1 対応の基本方針について、説明の内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 対応の基本方針 【総務班、税務班、健康介護班】	1 対応の基本方針 【福祉班、健康介護班】	税務課
185	189	2 避難行動要支援者に対する対策について、説明の内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 避難行動要支援者に対する対策 【総務班、企画財政班、税務班、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育推進班、消防署、社会福祉協議会】	2 避難行動要支援者に対する対策 【企画財政班、福祉班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設課、教育推進班、消防組合、社会福祉協議会】	税務課
186	189	(1)初期情報の伝達及び安否確認の①にある「避難行動要支援者見守り支援ネットワーク」については、「要支援者見守り支援ネットワーク」に修正してください。また、他の箇所の「避難行動要支援者見守り支援ネットワーク」も「要支援者見守り支援ネットワーク」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
187	189	1 対応の基本方針について、説明の内容から福祉班も該当すると思います。	見直し案のとおり修正します。	1 対応の基本方針 【総務班、税務班、健康介護班】	1 対応の基本方針 【福祉班、健康介護班】	福祉課
188	189	2 避難行動要支援者に対する対策についての(2)避難行動要支援者の避難誘導及び避難所への収容の①にある「在宅の避難行動要支援者に対して避難誘導を実施する」を「在宅の避難行動要支援者に対して避難行動要支援者個別計画に基づき避難誘導を実施する」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			福祉課
189	191	3 保育園、幼稚園における園児の対策で「幼稚園・保育園」は福祉課の管轄のため、教育推進課を削除してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
190	191	3 保育園、幼稚園における園児の対策で「幼稚園・保育園」は総務班の役割が不明確であるので総務班を削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			総務課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
191	192 193	第7章 避難の誘導及び搬送について、税務班は、発災直後から被害状況調査を実施し、短時間で被害状況を取りまとめ、正確な情報を本部に報告しなければならないため、初期段階での避難誘導を同時並行で行うことは困難です。そのため、初動時に機動力が残されている課(班)に事務分掌を変更してください。	避難誘導については、情報収集とあわせて各班から派遣された職員と協力して対応いただきたいと思ひます。			税務課
192	194	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思ひます。見栄えも悪いと思ひます。	見直し案のとおり修正します。	自力避難不可能 → 避難所生活 可能 → 一般避難所生活 → 避難所生活 不可能 → 福祉避難所 避難可能 → 避難所生活 可能 → 一般避難所生活 → 避難所生活 不可能 → 福祉避難所	自力避難不可能 → 避難所生活 → 可能 → 指定避難所 → 不可能 → 福祉避難所 避難可能 → 避難所生活 → 可能 → 指定避難所 → 不可能 → 福祉避難所	住民課
193	195	「震度6弱以上の地震が発生したときは、避難所付近に居住する職員であらかじめ指定された者が避難所を開設する。」と記載されていますが、誰が指定するのでしょうか。	毎年、年度当初に避難所付近に居住する職員の中から選出し、町長に指定(決裁)していただく予定です。※指定に当たっては、負担軽減のため、1箇所あたり複数名を指定していただく予定です。			福祉課
194	195	1 避難所開設の流れについて、説明の内容から税務班は該当しないと思ひます。	避難所の開設に際し、被害情報等の提供や避難所情報の収集を行っていただく記載に改めます。このため、担当としては記載したままとさせていただきます。		<図3-15> 被害情報等の提供・避難所情報の収集(税務班)	税務課
195	195	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思ひます。見栄えも悪いと思ひます。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
196	195	<図3-15>避難所の開設の流れのイメージ図において、福祉避難所の設置があるが、福祉避難所は障がい者や高齢者を対象とすることもあり、最優先で開設が必要があると思ひます。このため、福祉避難所には、公設官代福祉医療センター六花や宮代特別支援学校、町内の特別養護老人ホーム等が考えられるのではないのでしょうか。	町では宮代特別支援学校を福祉避難所として指定しています。			社会福祉協議会
197	195	第8節 避難所の開設において、町民生活班の業務にペットとの共存があるが、避難所でのペットの飼育は各避難所の判断に委ねられる。ペットの飼育の可否は、開設の時点で判断されることから、ペットの共存に関する記載が必要と思われる。また、あわせてペットの飼育の可否を含めた避難所運営マニュアルの整備と避難所ごとの事前調整も必要であると思われる。	ご指摘を踏まえて、P200f(4)その他の留意点 ④ 避難者と共に避難した動物の取り扱いに説明を追加します。		④ 避難者と共に避難した動物の取り扱い 避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、避難所での動物の飼育については、飼育場所も含めて、避難所運営チームの判断によるものとする。なお、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、避難所敷地で飼育する場合には、屋外に飼育専用スペースを設置し、飼育させることとする。	町民生活課
198	199	1 避難所の運営組織について、説明の内容から健康介護班も該当すると思ひます。	見直し案のとおり修正します。	1 避難所の運営組織 【福祉班、教育推進班】	1 避難所の運営組織 【福祉班、健康介護班、教育推進班】	福祉課
199	199	3 避難所の管理・運営上の留意点について、ケア付きの仮設住宅があるので、まちづくり建設班も該当すると思ひます。	見直し案のとおり修正します。	3 避難所の管理・運営上の留意点 【事務局、税務班、町民生活班、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育推進班】	3 避難所の管理・運営上の留意点 【事務局、税務班、町民生活班、福祉班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】	福祉課
200	200	ケア付仮設住宅建設は何班が行うのでしょうか。	応急仮設住宅の建設については、まちづくり建設班が行うことから、ケア付き仮設住宅の建設も同様にまちづくり建設班で行います。ただ、その後の入居者に対するケアについては、健康介護班からケアマネージャーの斡旋や福祉班によるサポート等が必要になると思われます。			福祉課
201	200	4 避難所に必要な設備等において、避難所に必要な設備については、防災倉庫に備蓄されているものを優先的に使用することになっていますが、福祉避難所で必要となる設備や消耗品については、町が事前に対象となる施設の管理者と協定を結び、必要最低限の設備や消耗品を備蓄した方がよいと思ひます。このため、防災倉庫の物資の使用については、福祉避難所となる施設の備蓄が不足した場合としてはどうでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	4 避難所に必要な設備等 避難所運営班は、次に掲げる避難所において、それぞれの区分に応じて必要な設備、物品等を用意する。 また、用意に当たっては、避難者から必要な物品の数量等について調査し、可能な限り確保するよう努める。 なお、避難所に必要な設備については、防災倉庫に備蓄されているものを優先して使用することとし、不足するものについては、内容・数量を確定し、事務局に要請する。	4 避難所に必要な設備等 避難所運営班は、それぞれの避難所において、必要な設備、物品等を用意する。 また、用意に当たっては、避難者から必要な物品の数量等について調査し、可能な限り確保するよう努める。 なお、避難所に必要な設備については、避難所で備蓄しているものを優先して使用することとし、不足するものについては、防災倉庫に備蓄されているものを使用し、使用後は速やかに使用した内容・数量を事務局に報告する。	社会福祉協議会
202	201	5 避難行動要支援者等や女性への配慮について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思ひます。	見直し案のとおり修正します。	5 避難行動要支援者等や女性への配慮 【事務局、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育推進班】	5 避難行動要支援者等や女性への配慮 【事務局、福祉班、健康介護班、教育推進班】	産業観光課
203	203	2 帰宅困難者への情報の提供の(2)町の対策について、税務班は、発災直後から被害状況調査を実施し、短時間で被害状況を取りまとめ、正確な情報を本部に報告しなければならないため、初期段階での避難誘導を同時並行で行うことは困難です。そのため、初動時に機動力が残されている課(班)に事務分掌を変更してください。	避難誘導については、情報収集とあわせて各班から派遣された職員と協力して対応いただきたいと思ひます。			税務課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
204	203	第10節 帰宅困難者への支援について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	掲載内容のままとします。 ※産業観光班の「10 東武動物公園との連絡調整」の中で対応いただく予定です。			産業観光課
205	205	第11節 町外被災地からの避難の受入において、町外の被災地からの避難者は避難所へ行くと思います。このため、避難所を運営する課にお願いした方が業務がスムーズになると思います。	見直し案のとおり修正します。	第11章 町外被災地からの避難の受入 1 町外避難者への支援目的 【事務局、住民班】 2 町外避難者の避難所への収容 【事務局、住民班】	第11章 町外被災地からの避難の受入 1 町外避難者への支援目的 【事務局】 2 町外避難者の避難所への収容 【事務局、福祉班、健康介護班、教育推進班】	住民課
206	207	第4節の1 被災地内の交通対策について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	注1において、まちづくり建設班長から協力要請を行われるため記載しているものです。			産業観光課
207	207	注1にまちづくり建設班長が本部を通じて、産業観光班長に対して協力要請を行うとあるが、この注意書きのもとになる本文はどこになるのでしょうか。	1 被災地内の交通対策の(4)の3行目に注1があります。			産業観光課
208	210	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
209	211	〈表3-21〉緊急輸送道路想定路線にある3つの県道については、町内すべてが指定区域となっていないので、以下の通り修正してください。 ・さいたま幸手線(全域) ・春日部久喜線(中島交差点～久喜市境) ・蓮田杉戸線(中島交差点～清地橋)	ご指摘を踏まえて修正します。			県土整備事務所
210	215	2 ガスの供給について、ライフライン関係は企画財政課が担当ではなくりましたが、ガスの供給(確保)については、企画財政課が担当するのでしょうか。	ライフラインについて、ライフラインの応急活動に関しては企画財政班は担当外としました。ただ、燃料の確保に関しては、物資の調達の一環として企画財政班にお願いしたいと思っておりますので、このままとします。			企画財政課
211	217	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
212	217 219	1 被害情報の把握について、地震等の災害情報の取りまとめと本部への報告は、「税務班」ですが、給水の取り扱いが違うのはなぜですか。	給水設備については、まちづくり建設班が管理しているため、直接本部へ報告することとしておりましたが、情報を一元管理できるよう見直し案のとおり修正します。	1 被害情報の把握 (1)災害が発生した場合、まちづくり建設班は、住民からの被害に関する通報を取りまとめるとともに、自らも町内をパトロールすることによって情報を収集し、本部に対してその結果を報告する。 また、事務局は、税務班(情報収集班)及び各防災関係機関から得られた情報をまちづくり建設班に連絡する。 2 給水体制の確立 (5)まちづくり建設班は、総務班を通じて防災行政無線等により、給水時間、給水場所等を住民に伝達するとともに、自らも広報車等を用いて給水活動について周知徹底を図る。	1 被害情報の把握 (1)災害が発生した場合、まちづくり建設班は、住民からの被害に関する通報を取りまとめるとともに、自らも町内をパトロールすることによって情報を収集し、税務班にその結果を報告する。 また、税務班は、各防災関係機関から得られた情報をまちづくり建設班に連絡する。 2 給水体制の確立 (5)まちづくり建設班が収集した情報は、総務班を通じて防災行政無線等により、給水時間、給水場所等を住民に伝達する。また、まちづくり建設班は、自らも広報車等を用いて給水活動について周知徹底を図る。	税務課
213	219	(3)飲料水の確保について、災害用井戸は町では水質検査を行っていないこと、所有者とは生活用水としての利用を目的に協定を結んでいること、災害時には県水を利用してよいことになっていること、飲料貯留槽は使用者が利用するため、水の確保が難しくなり優先度が低くなること、上水道担当では過機を所有していないことを踏まえて、以下の通り修正してください。 ①浄水場の水 ②県水の水 ③飲料貯留槽(公共・民間)の水 ④災害対策用井戸(公共・民間)の水 ⑤プールの水を浄化した水(ただし、プールの水を消防活動に活用する場合は消防活動が優先) ⑥民間の事業者等が所有する井戸の水	見直し案のとおり修正します。	(3)飲料水の確保 飲料水については、次の順位で確保していく。 ①浄水場の水 ②飲料貯水槽(公共・民間)の水 ③災害対策用井戸(公共・民間)の水 ④プールの水を浄化した水(ただし、プールの水を消防活動に活用する場合は消防活動が優先) ⑤民間の事業者等が所有する井戸の水	(3)飲料水の確保 飲料水については、次の順位で確保していく。 ①浄水場の水 ②県水の水 ③飲料貯留槽(公共・民間)の水 ④災害対策用井戸(公共・民間)の水 ⑤プールの水を浄化した水(ただし、プールの水を消防活動に活用する場合は消防活動が優先) ⑥民間の事業者等が所有する井戸の水	まちづくり建設課
214	220	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
215	223	(4)米穀の調達の③関東農政局にある応急用米穀の引き渡し方法に変更があったので、以下の通り修正してください。 産業観光班は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、本部に報告した後、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省政策統括官又は関東農政局に対し、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きに付貿易業務課長通知)に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。	見直し案のとおり修正します。	③関東農政局 産業観光班は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、本部に報告した後、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局地域課長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」(平成22年6月15日付総合食料局長通達)に基づき応急用米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。	③関東農政局 産業観光班は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、本部に報告した後、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省政策統括官、又は関東農政局に対し、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」(平成29年4月13日付政策統括官付貿易業務課長通知)に基づき、応急用米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。	関東農政局

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
216	224	3 炊き出しの実施の②において、教育推進班とすべきところが、教育推進課となっているので、教育推進班に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	②福祉班、健康介護班及び教育推進班は、避難所生活が長期化するおそれがあると判断した避難所については、その旨を本部に報告する。事務局は、教育推進課にその旨を伝達した後、本部の指示に基づき全国農協食品株式会社に対し、学校給食センターにおける炊き出しの協力を要請する。	②福祉班、健康介護班及び教育推進班は、避難所生活が長期化するおそれがあると判断した避難所については、その旨を本部に報告する。教育推進班は、本部の指示に基づき全国農協食品株式会社に対し、学校給食センターに炊き出しの協力を要請する。	教育推進課
217	225	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
218	227	(5)生活必需品の配分については、避難所における内容であるため「(5)生活必需品の配分」から「(5)避難所の生活必需品の配分」に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	(5)生活必需品の配分	(5)避難所における生活必需品の配分	福祉課
219	228	〈表3-21〉災害廃棄物への対応の流れについて、久喜宮代衛生組合への指示系統が事務局と町民生活班の2系統となっています。指示系統は業務上関連のある町民生活班1つに絞った方が良いと思います。	ご指摘を踏まえて、指示系統を町民生活班のみとします。			久喜宮代衛生組合
220	228	〈表3-21〉災害廃棄物への対応の流れにある久喜宮代衛生組合の6つの計画(施設の復旧計画、ごみの処理計画、ごみの収集計画、し尿の収集及び処理計画、一般廃棄物の処理計画、がれき(災害廃棄物)処理計画)を策定していない場合、今後策定することでしょうか。	6つの計画については、災害時にごみの収集や処理を行う上で、必要と考えられる各種計画を掲載していましたが、「災害時における業務運営マニュアル」で対応するようですので、これらの計画を削除し、「災害時における業務運営マニュアル」に修正します。			久喜宮代衛生組合
221	228	〈表3-21〉災害廃棄物への対応の流れにおいて、久喜宮代衛生組合からまちづくり建設班に指示系統がありますが、指示事項があるのでしょうか。	久喜宮代衛生組合からまちづくり建設班への指示系統はありません。このため、まちづくり建設班への指示系統は、町の情報を一元管理する税務班から町民生活班を通して伝える1系統に修正します。			久喜宮代衛生組合
222	228	2 基本的な考え方の(1)災害廃棄物の範囲の②一般廃棄物(生活ごみ)について、ごみの種類に「有害ごみ」を追加してください。	ご指摘を踏まえて、「有害ごみ」を追加します。また、一般廃棄物(生活ごみ)の表記は「生活ごみ」に統一します。			久喜宮代衛生組合
223	228	1 災害廃棄物への対応の流れについて、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 災害廃棄物への対応の流れ。【事務局、企画財政班、税務班、町民生活班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】	1 災害廃棄物への対応の流れ。【事務局、税務班、町民生活班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】	企画財政課
224	228	〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れについて、この図では、久喜宮代衛生組合が主体的に災害対策業務にあたる記載になっており、計画全体をこのような形に見直すべきだと思います。なお、計画を見直しても、久喜宮代衛生組合には、災害対策業務に当たるだけの相当数の職員がいるので、自主的に多くの業務に対応できると思います。	アドバイスとして受け賜ります。			町民生活課
225	228	〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れの町民生活班の業務に「施設の復旧対策」とありますが、どの施設の復旧対策なのでしょう。	施設の復旧は、久喜宮代衛生組合が行う業務となりますので、町民生活班から久喜宮代衛生組合へ移動します。			町民生活課
226	228	〈図3-21〉災害廃棄物への対応の流れについては、久喜宮代衛生組合が主体的に行う記載となっていますが、3 情報の収集と災害廃棄物の種類に応じた計画の策定(2)ごみ処理計画の策定については、町民生活班がごみ処理計画を策定するようになっていきます。	ご指摘を踏まえ、見直し案のとおり修正します。	3 情報の収集と災害廃棄物の種類に応じた計画の策定 (1)情報の収集 災害が発生した場合は、次の被害情報を収集・分析する。 ①し尿処理施設及びごみ処理施設の被害情報(収集車含む)(久喜宮代衛生組合) ②町内の被害状況(税務班(情報収集班)) ③避難所の開設状況及び避難者数(税務班(情報収集班)) (2)ごみ処理計画の策定 町民生活班は、税務班(情報収集班)が収集した情報を久喜宮代衛生組合に提供するとともに、ごみ処理計画の策定に向けて必要な関係機関との調整を行う。なお、ごみ処理計画については、久喜宮代衛生組合に作成を依頼することもできる。 また、計画の策定に当たっては、次の事項を含めたものとする。 ①ごみ収集の優先順位(種類別) ②収集及び処理方法 ③一時仮置き場の選定 ④収集ルート ⑤応援体制の確保 ⑥住民への周知方法 ⑦その他の必要事項	3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理 (1)情報の収集 災害が発生した場合、町民生活班は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合から収集する。また、あわせて、税務班が収集した情報(町内の被害状況、避難所の開設状況及び避難者数)を久喜宮代衛生組合に提供する。 ①ごみ処理施設の被害状況 ②し尿処理施設の被害状況 ③収集車の被害状況等 (2)マニュアルに基づく廃棄物の処理 久喜宮代衛生組合は、町からの情報を踏まえ「災害時における業務運営マニュアル」に基づき、計画的にごみ・し尿の収集を行う。	町民生活課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
227	229	3 情報の収集と災害廃棄物の種類に応じた計画の策定において、ごみ処理計画については、久喜宮代衛生組合に作成を依頼することもできるとなっていますが、計画の策定については町の事務的なものでしょうか。また、 <u>図3-21</u> 災害廃棄物への対応の流れにある6つの計画との関係はどうなっているのでしょうか。	本来、ごみの収集や処理は、町で行うべきではありますが、宮代町ではごみの収集や処理を久喜宮代衛生組合で行っています。このため、ごみの収集や処理方法に精通している久喜宮代衛生組合が作成することが適当と思われるため、町民生活課だけでなく、久喜宮代衛生組合でも作成ができるようにしてあります。また、ここでいう計画は、 <u>図3-21</u> 災害廃棄物への対応の流れにあるごみ処理に関する計画のことを指しますが、現在、久喜宮代衛生組合では、「災害時における業務運営マニュアル」を作成しているようですので、当該マニュアルが活用できるよう見直し案のとおり修正させていただきます。	3 情報の収集と災害廃棄物の種類に応じた計画の策定 (1)情報の収集 災害が発生した場合は、次の被害情報を収集・分析する。 ①し尿処理施設及びごみ処理施設の被害情報(収集車含む)(久喜宮代衛生組合) ②町内の被害状況(税務班(情報収集班)) ③避難所の開設状況及び避難者数(税務班(情報収集班)) (2)ごみ処理計画の策定 町民生活班は、税務班(情報収集班)が収集した情報を久喜宮代衛生組合に提供するとともに、ごみ処理計画の策定に向けて必要な関係機関との調整を行う。なお、ごみ処理計画については、久喜宮代衛生組合に作成を依頼することもできる。 また、計画の策定に当たっては、次の事項を含めたものとする。 ①ごみ収集の優先順位(種類別) ②収集及び処理方法 ③一時仮置き場の選定 ④収集ルート ⑤応援体制の確保 ⑥住民への周知方法 ⑦その他の必要事項	3 情報の収集とマニュアルに基づく廃棄物の処理 (1)情報の収集 災害が発生した場合、町民生活班は、次の被害情報を久喜宮代衛生組合から収集する。また、あわせて、税務班が収集した情報(町内の被害状況、避難所の開設状況及び避難者数)を久喜宮代衛生組合に提供する。 ①ごみ処理施設の被害状況 ②し尿処理施設の被害状況 ③収集車の被害状況等 (2)マニュアルに基づく廃棄物の処理 久喜宮代衛生組合は、町からの情報を踏まえ「災害時における業務運営マニュアル」に基づき、計画的にし尿・ごみの収集を行う。	久喜宮代衛生組合
228	230	<表3-24>仮設トイレ設置基準で、仮設トイレの設置台数が「約80人/1台」となっていますが、「1台/約80人」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。			—
229	230	(6)汲み取り及び消毒依頼にある「し尿・処理計画」とは、 <u>図3-21</u> にあるし尿の収集及び処理計画のことでしょうか。また、この計画に基づき、定期的に汲み取りや消毒を行うことになっていますが、久喜宮代衛生組合には消毒のノウハウがないので、消毒の業務については、町にお願いしたいと思います。	し尿・処理計画とし尿の収集及び処理計画は同じものとなりますので、これらの計画についても、「災害時における業務運営マニュアル」に修正させていただきます。 また、ご指摘のあった災害後の消毒業務については、保健センターが対応していますので、見直し案のとおり、保健センターに対応をお願いしたいと思います。	(6)汲み取り及び消毒依頼 仮設トイレを設置した場合、町民生活班は久喜宮代衛生組合に対し、設置場所、設置数等を報告し、し尿収集・処理計画に基づき、定期的に汲み取りや消毒を実施するよう依頼する。	(6)汲み取り及び消毒依頼 仮設トイレを設置した場合、町民生活班は久喜宮代衛生組合に対し、設置場所、設置数等を報告し、災害時における業務運営マニュアルに基づき、定期的に汲み取りを実施するよう依頼する。なお、汲み取り後の消毒については、健康介護課に依頼するものとする。	久喜宮代衛生組合
230	231	5 一般廃棄物(生活ごみ)の(2)処理方法にある「一般の廃棄物」については「一般廃棄物」に表現を修正してください。	ご指摘のありました一般廃棄物については、「生活ごみ」の表記で統一させていただきます。			久喜宮代衛生組合
231	231	6 がれき(災害廃棄物)の処理の(3)県との調整では、久喜宮代衛生組合と県とで協議を行うとなっていますが、町は協議に参加しないということでしょうか。	P233の <u>図3-21</u> 災害廃棄物への対応の流れの中で、まちづくり建設班が「がれきの搬送及び処分」について行うことになっていることから、県との協議については、まちづくり建設班が参加することになります。			久喜宮代衛生組合
232	231	6がれきの処理の担当班について、説明の内容から福祉班、健康介護班、教育推進班は該当しないと思われる。	見直し案のとおり修正します。	6 がれき(災害廃棄物)の処理 【事務局、町民生活班、福祉班、健康介護班、まちづくり建設班、教育推進班、久喜宮代衛生組合】	6 がれきの処理 【事務局、まちづくり建設班、久喜宮代衛生組合】	福祉課
233	232	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
234	233	1 行方不明者の捜索及び救出について、説明の内容から福祉班は該当しないと思われる。	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「2 行方不明者の把握及び捜索」については、避難所の避難者名簿を元に行方不明者を把握していただく予定ですので、福祉課のほか、健康介護課、教育推進課についても、行方不明者の把握を追加します。また、捜索については、主として消防署職員や消防団員が行いますが、必要に応じて、情報提供等の協力を求めることもあるため記載しています。	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、消防機関】	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団】	福祉課
235	233	2 救出活動の実施の(4)救出活動において、住民班から福祉班に所管替えしていますが、福祉班で担当する理由も不明であり、かつ、業務も膨大で実施が困難であるため、所管を住民班に戻してください。	<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の福祉班の救助・救命期(発災～3日)にある「2 行方不明者の把握及び捜索」については、避難所の避難者名簿を元に行方不明者を把握していただく予定ですので、福祉課のほか、健康介護課、教育推進課についても、行方不明者の把握を追加します。また、捜索については、主として消防署職員や消防団員が行いますが、必要に応じて、情報提供等の協力を求めることもあるため記載しています。	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、消防機関】	1 行方不明者の捜索及び救出 【事務局、福祉班、健康介護班、教育推進班、消防組合、消防団】	福祉課
236	233	3 遺体の捜索において、住民班の人数では遺体の捜索は人教的に難しいと思います。	見直し案の通りとします。	3 遺体の捜索 住民班長は、災害救助法が適用された場合、救助活動が迅速に進むよう県と調整を行い、調整結果を本部に報告する。	3 遺体の捜索 住民班長は、災害救助法が適用された場合、被災者の捜索を行う警察署や消防組合、消防団等による救助活動が迅速に進むよう県や関係機関と調整を行う。なお、調整した結果について本部に報告するものとする。	住民課
237	234	2 遺体の検索の(2)において、健康介護班が住民班と遺体の洗浄等を行うことになっているが、発災後は受傷者が多数おり、生存者に対する処置が優先されることから、健康介護班は削除してください。	見直し案のとおり修正します。	(2)検案後、必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。また、住民班及び健康介護班は、医師の指示のもと遺体の洗浄、消毒等を行う。	(2)医師は、検案後、必要に応じて、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。また、住民班も、医師の指示のもと遺体の洗浄、消毒等を行う。	健康介護課
238	238	1 児童・生徒の安全確保の(2)在宅時の対応において、教育推進班とすべきところが、教育委員会となっているので、教育推進班に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	(2)在宅時の対応 ①夜間、休日等に地震が発生した場合、校長は、被害状況を確認した後、教育推進班と相談し、必要に応じて、休校の措置を取る。 なお、教育推進班と連絡が取れない場合は、校長の独自の判断で休校等の措置を取り、その後速やかに、教育委員会にその旨を報告する。	(2)在宅時の対応 ①夜間、休日等に地震が発生した場合、校長は、被害状況を確認した後、教育推進班と相談し、必要に応じて、休校等の措置を取る。 なお、教育推進班と連絡が取れない場合は、校長の独自の判断で休校等の措置を取った後、速やかに、教育教育推進班にその旨を報告する。	教育推進課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
239	242	第1節 利用者等の安全対策・避難誘導について、施設の管理者が行うべきであり、避難誘導については自主防災組織が主体的に行うことから、福祉班は該当しないと思われる。	ご指摘を踏まえて削除し、担当は無しとします。			福祉課
240	242	4 施設の点検基準について、施設の点検を行うのは施設管理者だと思うので、施設管理者を追加してください。また、企画財政課は該当しないと思うので削除してください。	ご指摘を踏まえて修正します。なお、企画財政課は本部である庁舎の管理者ですので、担当課としては、このままとします。	4 施設の点検基準 【事務局、企画財政班】	4 施設の点検基準 【事務局、企画財政班、町民生活班、福祉班、健康介護班、産業観光班、まちづくり建設班、教育推進班】	企画財政課
241	243	1 被害情報の把握及び非常体制の整備にある東京電力株式会社及び東京電力春日部支社については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド株式会社に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	1 被害情報の把握及び非常体制の整備 (1)東京電力株式会社は、設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置を実施する。 (2)災害応急対策を円滑に実施するため、社内に非常災害対策本部を設置し、必要に応じて、本部に社員を派遣し、綿密な連携体制を確立する。 (3)本部長は、震災により電力施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、東京電力春日部支社に通報し、その応急対策について協力する。	1 被害情報の把握及び非常体制の整備 (1)東京電力パワーグリッド株式会社は、設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するために必要な防護措置を実施する。 (2)災害応急対策を円滑に実施するため、社内に非常災害対策本部を設置し、必要に応じて、宮代町災害対策本部に社員を派遣し、綿密な連携体制を確立する。 (3)宮代町災害対策本部本部長は、震災により電力施設に被害が生じ、又は、生じるおそれがある場合は、東京電力パワーグリッド株式会社に通報し、その応急対策について協力する。	東京電力
242	243	2 応急対策の実施にある東京電力株式会社については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド株式会社に修正してください。また、非常災害対策マニュアルを防災業務計画に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	2 応急対策の実施 (1)応急工事の基本方針 設備の復旧は、恒久的な復旧工事を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害状況等によりやむを得ない場合は、応急工事とする。 (2)応急工事の基準 電力設備に被害が生じた場合、東京電力株式会社は、非常災害対策マニュアルに基づき、速やかに応急対策を実施する。	2 応急対策の実施 (1)応急工事の基本方針 設備の復旧は、恒久的な復旧工事を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害状況等によりやむを得ない場合は、応急工事とする。 (2)応急工事の基準 電力設備に被害が生じた場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、防災業務計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。	東京電力
243	243	5 住民に対する安全対策にある東京電力株式会社及び東京電力春日部支社については、分社化に伴う社名変更があったので、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンターに修正してください。	見直し案のとおり修正します。	5 住民に対する安全対策 災害により電力施設が被害を受け、住民生活に危険を及ぼしかねない状況にある場合、東京電力株式会社は、施設の周囲について安全を確保するとともに、事故防止のための適切な対策を講じ、住民に対して、以下の事項を広報する。 (1)断線・垂下している電線にみだりに触らないこと (2)不良箇所(電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等)を発見した場合は、速やかに東京電力春日部支社に連絡すること (3)無断昇柱、無断工事は禁止すること (4)浸水、雨漏りにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること (5)屋外に避難するときは、安全器具又はブレーカーを必ず切ること (6)警戒宣言が発せられた場合は、不要な電気器具のコンセントは抜くこと (7)地震発生時は、使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと (8)その他、事故防止のため留意すべき事項	5 住民に対する安全対策 災害により電力施設が被害を受け、住民生活に危険を及ぼしかねない状況にある場合、東京電力パワーグリッド株式会社は、施設の周囲について安全を確保するとともに、事故防止のための適切な対策を講じ、住民に対して、以下の事項を広報する。 (1)断線・垂下している電線にみだりに触らないこと (2)不良箇所(電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等)を発見した場合は、速やかに東京電力エナジーパートナー株式会社に連絡すること (3)無断昇柱、無断工事は禁止すること (4)浸水、雨漏りにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること (5)屋外に避難するときは、安全器具、又はブレーカーを必ず切ること (6)警戒宣言が発せられた場合は、不要な電気器具のコンセントは抜くこと (7)地震発生時は、使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと (8)その他、事故防止のため留意すべき事項	東京電力
244	243～	ライフラインは道路占用をしていると思われることから、道路復旧と併せて、まちづくり建設班を担当とした方が調整しやすいと思います。また、情報の提供だけでは税務班を担当することでもよいと思います。P243電気施設、P244ガス施設、P245電気通信施設、P353雪害対策	ご指摘に基づき、以下のとおり修正します。 第1節 電力施設 2 応急対策の実施…企画財政班を削除 3 復旧目標…企画財政班を削除 5 住民に対する安全対策…総務班を削除 第2節 ガス施設 1 都市ガス…事務局及び企画財政班を削除 2 LPガス…事務局及び企画財政班を削除 第3節 電気通信施設 1 応急対策…事務局、企画財政班を削除 2 復旧対策…事務局、企画財政班を削除 第8章 雪害対策 7 ラーフラインの確保…企画財政班を削除(まちづくり建設班へ修正)			企画財政課
245	247	2 応急対策について、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 応急対策 【事務局、企画財政班、税務班、健康介護班、まちづくり建設班】	2 応急対策 【事務局】	企画財政課
246	248	3 帰宅困難者対策について、地震災害時の対応を踏まえて再考してください。	見直し案のとおり修正します。	3 帰宅困難者対策 【事務局、税務班】	3 帰宅困難者対策 【事務局】	税務課
247	250	1 応急危険度判定等の実施にある「住民に危険を促す」は「住民に危険を知らせる」の方が良いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
248	250	1 応急危険度判定等の実施にある「被災建築物応急危険度判定及び被災宅地記念度判定(以下「応急危険度判定等」という。)」を「応急危険度判定等」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
249	250	第17章 応急住宅対策の2 応急危険度判定等の流れ(1)応急危険度判定等実施本部の設置では、地震により建築物が被災した場合等に「応急危険度判定等実施本部」を設置することになっていますが、これ以降の文章に「応急危険度判定等実施本部」がない部分があります。	被災建築物応急危険度判定は「地震」の場合に実施し、被災宅地危険度判定については、「地震、又は降雨等の災害」の場合に実施します。このため、応急危険度判定等実施本部については、地震による災害である第3章第1節(震災応急対策計画)にのみ記載しています。			まちづくり建設課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
250	250	(3)判定作業の広報にある「応急危険度判定実施本部長(まちづくり建設班長)」を本部の名称(応急危険度判定等実施本部)にあわせて、「応急危険度判定等実施本部長(まちづくり建設班長)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			町民生活課
251	251	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
252	251	<図3-24>被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の流れにある「応急危険度判定実施本部(まちづくり建設班)」を本部の名称(応急危険度判定等実施本部)にあわせて、「応急危険度判定等実施本部(まちづくり建設班)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			町民生活課
253	251	4 指導・相談にある「応急危険度判定実施本部長(まちづくり建設班長)」を本部の名称(応急危険度判定等実施本部)にあわせて、「応急危険度判定等実施本部長(まちづくり建設班長)」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			町民生活課
254	252	イラスト内の文字の位置や文字間がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
255	261	<表3-28>風水害時における職員配備及び災害対策本部の設置基準の第1配備で、「■災害の要員が発生した」は「■災害の要因が発生した」ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。			—
256	263	<表3-28>風水害時における職員配備及び災害対策本部の設置基準の欄外の注2に時間雨量が決まられていません。過去の被害から町が決めた雨量なのでしょうか。	ご指摘のとおり、町独自の基準となります。			気象庁
257	264	<図3-27>洪水予報伝達系統の流れにおいて、利根川上流河川事務所及び荒川上流河川事務所からの情報が大利根出張所や熊谷出張所を経由して町へ伝達されることになっていますが、現在は出張所を介さず直接情報を町へ流しているのでは、修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			利根川上流河川事務所
258	265	(3)水位・雨量の情報について、野田堰は白岡市内にあるので、以下のように修正してください。 (3)水位・雨量の情報 町内を主要な受益地とする野田堰及び町内にかかる主要な堰である万年堰～。	見直し案のとおり修正します。	(3)水位・雨量の情報 町内にかかる主要な堰である野田堰及び万年堰の情報は～。	(3)水位・雨量の情報 町内を主要な受益地とする野田堰及び町内にかかる主要な堰である万年堰の情報は～。	春日部農林振興センター
259	266 267	<表3-29>注意報の発表基準にある大雨注意報と洪水注意報については、雨量基準から指数基準へ変更になっているので、以下のとおり修正してください。 ・大雨注意報:表面雨量指数 10 洪水注意報:流域雨量指数 大落古利根川流域=12.9、姫宮落川流域=4.1 複合基準 大落古利根川流域=(6、12.9)、姫宮落川流域=(5.4、1)	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
260	267 268	<表3-30>警報の発表基準にある大雨警報(浸水害)と洪水警報については、雨量基準から指数基準へ変更になっているので、以下のとおり修正してください。 ・大雨警報(浸水害):表面雨量指数 18 洪水警報:流域雨量指数 大落古利根川流域=16.3、姫宮落川流域=5.2 指定河川洪水予報による基準 利根川上流部(栗橋)	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
261	269	<表3-31>特別警報の発表基準にある雨に関する50年(一度の値【自安】【宮代町】については、平成29年3月に修正になっているので、以下のとおり修正してください。 ・48時間降水量:321mm⇒318mm ・3時間降水量:133mm⇒132mm ・土壌雨量指数:208⇒206	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
262	274	1 町内における主要河川等の監視及び関係機関への報告にある課の順番について、税務課が先頭ではないと思います。	課の順序は「実施担当一覧」の順で並べており、業務の優先度によるものではありません。			税務課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
263	278 279	<表3-3(6)>Fスケール(藤田スケール)について、気象庁では、藤田スケールを改良し、より精度よく突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田スケール(JEFスケール)」を平成27年12月に策定し、平成28年4月から突風調査に使用しているため、日本版改良藤田スケールに修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
264	282	(2)避難勧告発令等の基準について、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に警報雨量基準を用いていますが、雨量基準はありません。内閣府避難勧告等に関するガイドライン等を参考に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
265	284	第6節 避難行動要支援者等の対策については、第3編第1部第9章第6節に準じるため、担当課も同じにしてください。	見直し案のとおり修正します。	【総務班、福祉班】	【総務班、企画財政班、住民班、税務班、福祉班、健康介護班、産業観光班、教育推進班、消防組合、社会福祉協議会】	福祉課
266	291	第1節 災害復旧・復興の基本方針の文中に、「被害の程度によって」とありますが、この文章が入ると意味がおかしくなると思います。	見直し案のとおり修正します。	第1節 災害復旧・復興の基本方針 災害の復旧・復興にあたっては、被害の程度によってそれぞれ次の方針のもとに実施する。	第1節 災害復旧・復興の基本方針 災害の復旧・復興にあたっては、それぞれ次の方針のもとに実施する。	住民課
267	293	3 激甚災害指定の促進において、本文中に「班課長」とあるが、班長又は課長になるのではないのでしょうか。	わかりづらくて申し訳ありません。 朱書きの文字が使用した文字、緑の文字が削除した文字となります。 このため、ここでは「班長」として記載しています。			住民課
268	296	イラスト内の文字の位置がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。まちづくり建設班を本部組織図から削除しました。			住民課
269	296	<図4-1>災害復興対策本部組織図に、まちづくり建設班が入っていますが、災害復興対策本部のメンバーになるのでしょうか。	まちづくり建設班は災害復興対策本部のメンバーではありません。まちづくり建設班は、災害復興対策本部の指揮のもと、復興事業を中心となって実施していただくため、図中に記載していました。ご指摘を踏まえ、図中から削除します。			住民課
270	298	<図4-2>義援金等の受入経路図において、義援金等が日本赤十字社埼玉県支部から災害対策本部へ流れていくようになっていますが、義援金等は県配分委員会で決定された計画に基づき市町村に送付することから、そのように図を修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			赤十字奉仕団
271	298	1 義援金等の受入について、義援金は災害対策本部に寄託されるものであるため、本部も含めてください。また、受入にあたり現金収納や領収書の発行といった業務も伴うことから会計班も含めてください。なお、会計班には保管だけでなく、受入の協力もお願いしたいと思います。	見直し案のとおり修正します。 また、<表3-3>本部及び各班分担事務分掌の会計班の救助・救命期(発災～3日)にある「2 義援金の保管」も「2 義援金の保管・受入れ」に修正します。	1 義援金等の受入 【福祉班】	1 義援金等の受入 【事務局、福祉班、会計班】	福祉課
272	299	3 義援金品の配分において、本文中、「災害対策本部で決定した配分計画に基づき～」となっていますが、<図4-2>義援金等の受入経路図では、県配分委員会の決定に基づき市町村に送付するとしています。このため、両者の整合性を図る必要があると思います。	見直し案のとおり修正します。	3 義援金品の配分 応急対策上、～福祉班において有効に活用する。 義援金については、被害状況の確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、災害対策本部で決定した配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。なお、配分計画の立案は、福祉班において行う。また、被災者に対する配分に際しては、自主防災組織等に協力を要請し、迅速に対応する。	3 義援金品の配分 応急対策上、～福祉班において有効に活用する。 義援金については、被害状況の確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、日本赤十字社埼玉支部にある県配分委員会で決定された配分計画に基づき、町に配分される。このため、配分された義援金等については、福祉班で配分計画を立案し、災害対策本部で配分計画を決定した後、その一部又は全部を公正に配分する。また、被災者に対する配分に際しては、自主防災組織等に協力を要請し、迅速に対応する。	赤十字奉仕団
273	299 300	<表4-2>災害住民相談対応事項において、「〇〇班」のあとに「課」を入れる必要はないのではないのでしょうか。また、「班」と「課」の違いも判らないのですが。	わかりづらくて申し訳ありません。 朱書きの文字が追加した文字、緑の文字が削除した文字となります。 このため、ここでは「〇〇班」として記載しています。 ちなみに、「課」は平常時の体制、「班」は災害対策本部設置後の体制を言います。			住民課
274	300	<表4-2>災害住民相談対応事項にある環境相談については、町民生活班と久喜宮代衛生組合とで対応することになっていますが、久喜宮代衛生組合で対応できないものもあります。相談内容に応じて、町民生活班と久喜宮代衛生組合とで分けてください。	見直し案のとおり修正します。 なお、災害時は相談先がわからない住民から業務の対象外となる相談もあると思いますが、処分先を紹介する等、適切な対応をお願いします。	環境相談 町民生活班 生、動物 久喜宮代衛生組合	ごみ、瓦礫、住宅の解体、撤去相談生活衛生、動物保護等の相談等 生活ごみ、がれき、住宅の解体・撤去相談	久喜宮代衛生組合
275	307	第7節 職業(仕事)のあつ旋(関係機関)について、労働局の窓口は産業観光班であると思うので、産業観光班に修正してください。	見直し案のとおり修正します。	第7節 職業(仕事)のあつ旋(関係機関) 【福祉班】	第7節 職業(仕事)のあつ旋(関係機関) 【産業観光班】	福祉課
276	316	通常業務を継続しなければならない状況下で、その他の災害・事故対策編における一部の災害が発生した場合、情報収集等の役割の整理が必要と思われます。	見直し案のとおり修正します。	第1章 基本方針 一般的に～定めているところである。 そのため、～定めるものである。	第1章 基本方針 一般的に～定めているところである。 そのため、～定めるものである。 なお、災害の発生により災害対策本部の設立が必要となった場合については、「第3編 災害応急対策編」に準じて対応するものとする。	税務課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
277	319	消防署では消火栓の整備はしていません。消火栓は町が整備しています。	見直し案のとおり修正します。	(3)消防署は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努める。	「(3)消防署は、大規模火災に備え、防火水槽の整備に努め、あわせて町も消火栓の整備に努める。」に修正します。	消防署
278	321	イラスト内の文字の位置がおかしいと思います。見栄えも悪いと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
279	322	3 消火活動にある「指揮所」を「指揮本部」に修正してください。	ご指摘のとおり修正します。			消防署
280	322	4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動について、説明の内容から税務班は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【企画財政班、税務班、まちづくり建設班】	4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動【企画財政班、まちづくり建設班】	税務課
281	323	大規模火災対策 6 施設・設備の応急復旧活動は、被災した公共施設の応急復旧ということでしょうか。それであれば、公共施設担当部署も入れた方が良いと思います。	ご指摘のとおり、公共施設の管理者を追加し、見直し案のとおり修正します。	6 施設・設備の応急復旧活動【企画財政班】	6 施設・設備の応急復旧活動【企画財政班、町民生活班、福祉班、まちづくり建設班、教育推進班】 ※応急復旧対象の施設 ・庁舎、旧いきがき活動センター(企画財政班) ・進修館(町民生活班) ・保育園(福祉班) ・上下水道施設等(まちづくり建設班) ・学校、ぐるる、資料館(教育推進班)	企画財政課
282	324～328	第4節 サリン等による人身被害対策について、第3章第1節から第3節の記述に比べて詳細に書かれています。このため、記述内容(レベル)を合わせる必要はないでしょうか。	見直し案のとおり修正します。	第3章 危険物等災害対策 第1節 危険物施設 1 予防対策 2 応急対策 第2節 高圧ガス災害対策 1 高圧ガス災害予防対策 2 高圧ガス災害応急対策計画 第3節 毒物・劇物災害対策 1 予防対策 2 応急対策計画 第4節 サリン等による人身被害対策 1 災害予防【町民生活課】 町は、町内でサリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携体制、職員の非常参集体制を整備するものとする。 2 応急対策【事務局、税務班、消防署】 (1)町の責務 町は、町内にサリン等による人身被害(以下「人身被害」という)が発生した場合、法令、県地域防災計画及び当該地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関及び町内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。 (2)原因究明 ①原因究明 町は、県と連絡を密にして、県による原因究明のための調査に協力するとともに、必要な連絡・調整を行う。 ②情報収集及び連絡通報体制 町は、町内に人身事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、応急対策としてすでに実施した事項や今後の対応策について、県に報告する。 ③立ち入り禁止等の措置 町は、警察署及び消防署と連携し、法令の定めるところにより、人身被害に関わる建築物、車両、船舶、その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させるものとする。 ④救出・救助 救出・救助活動については、消防署が主体的にあたるものとし、町は、県と連絡を密にし、県の求めに応じて、必要な資機材等を提供する。詳細は、「第3編 第1部 第5章 第3節 救出・救護活動」に準じる。 ⑤避難誘導 町長、又は警察官等は、被害拡大のおそれがあると判断したときは、必要に応じて、被害現場の周辺住民に対して、避難勧告又は避難指示(緊急)を行うものとする。 ⑥応援要請 町は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県及び他の市町村と緊密な連携を図るとともに、必要に応じて、町長は県に対して、自衛隊の派遣要請を行う。自衛隊派遣要請についての詳細は、「第3編 第1部 第7章 第3節 自衛隊の派遣要請・受入れ」に準じる。	第3章 危険物等災害対策 第1節 危険物施設 1 予防対策 2 応急対策 第2節 高圧ガス災害対策 1 予防対策 2 応急対策 第3節 毒物・劇物災害対策 1 予防対策 2 応急対策 第4節 サリン等による人身被害対策 1 災害予防【町民生活課】 町は、県や関係機関との連携し、次のような活動を行う。 (1)人身被害の発生に速やかに対応できるような職員の参集体制を整備する。 2 応急対策【事務局、税務班、消防組合】 (1)活動方針 サリン等の危険物により、人身被害が発生し、又は発生のおそれがあり、不特定の者、又は多数のものに保健衛生上の危害が生ずるときは、町は、直ちに、その旨を警察署や消防組合に連絡するとともに、県に報告する。 (2)応急措置 町は、県と連絡を密にして、速やかに次の対応を取るものとする。 ①人身被害に関わる建築物、車両、その他の場所への立ち入り禁止 ②被害現場にいるものの退去処分及び避難誘導 ③県が救出・救助活動を行うための資機材の提供	税務課
283	326	第3節毒物・劇物の予防対策において、消防署では(2)以外の業務は行っていません。(1)と(3)は県で行う業務です。	見直し案のとおり修正します。	1 予防対策【町民生活課、産業観光課、消防署】 消防署は、～活動を行う。 (1)毒物や劇物の製造～公共の安全を確保する。 (2)町及び警察署と連携して～防災上の指導にあたる。 (3)埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに～指導する。	1 予防対策【消防組合】 (1)消防組合は、～活動を行う。 町及び警察署と連携して～防災上の指導にあたる。 (2)埼玉県は、次のような活動を行う。 ①毒物や劇物の製造～公共の安全を確保する。 ②埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに～指導する。	消防署

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
284	326	1 予防対策について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	1 予防対策 【町民生活課、産業観光課、消防署】	1 予防対策 【消防組合】	産業観光課
285	326	2 応急対策計画について、説明の内容から産業観光課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	2 応急対策計画 【事務局、産業観光班、消防署】	2 応急対策計画 【消防組合】	産業観光課
286	339	2 災害現場周辺の住民の避難について、税務班は第2節にある情報収集にあたるため、対応が困難であるため、再考願います。	見直し案のとおり修正します。	2 災害現場周辺の住民の避難 【事務局、税務班】	2 災害現場周辺の住民の避難 【事務局、総務班、消防組合、消防団】	税務課
287	353	7 ライフラインの確保について、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	7 ライフラインの確保 【企画財政課】	7 ライフラインの確保 【まちづくり建設課】	企画財政課
288	353	第4節 復旧対策について、産業観光班とあるのは、農業振興担当の業務ということと理解してよいですか。	お見込みのとおりです。			産業観光課
289	355	2 噴火警報・予報、降灰予報について、「(1)噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)」を「(1)噴火警報・予報」に修正し、本文を以下を参考に修正してください。 噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表します。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表します。 噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時からの地元の火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表しています。	ご指摘を踏まえて修正します。	(1)噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域) 気象庁火山監視・情報センターは、噴火の発生により、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼすと予測される場合、予想される影響範囲を明示して発表する。なお、居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報(居住地域)」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の身に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報(火口周辺)」で、略称は「火口周辺警報」となる。海底火山の周辺海域に影響が予想される場合の名称は「噴火警報(周辺海域)」である。	(1)噴火警報・予報 噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表するものとする。	気象庁
290	355	(2)噴火警戒レベルについては、以下を参考に修正してください。 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標です。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表します。	ご指摘を踏まえて修正します。	(2)噴火警戒レベル 火山活動の状況を、対象の範囲や噴火警戒レベルにより5段階に区分したもの。なお、噴火警戒レベルは火山ごとに導入されており、噴火警報、又は噴火予報により警戒レベルを発表する。噴火警戒レベルについては、住民や登山者等がわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「火口周辺規制」「平常」にキーワードを付けて警戒を呼びかける。	(2)噴火警戒レベル 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するものとする。	気象庁
291	355 356	<表5-4>及び<表5-5>噴火警戒レベルについては、送付した資料(噴火警戒レベルが運用されている火山・噴火警戒レベルが運用されていない火山)を参考に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁
292	356	(3)噴火予報については、(1)を噴火警報・予報として修正するため、必要がなくなるため、削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			気象庁
293	356	(4)降灰予報の本文にある「噴煙が火口から3,000m以上の高さ、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火等。」を削除してください。	ご指摘を踏まえて削除します。			気象庁
294	356	(6)火山現象に関する情報等については、以下を参考に修正してください。 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。	見直し案のとおり修正します。	(6)火山現象に関する情報等 噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外で、火山活動の状況等としてお知らせが必要となる情報等については気象庁が発表する。	(6)火山現象に関する情報等について 火山現象に関する情報等については、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外の火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。	気象庁
295	359	7 交通ネットワーク、ライフライン等の応急・復旧対策について、説明の内容から企画財政課は該当しないと思います。	見直し案のとおり修正します。	7 交通ネットワーク、ライフライン等の応急・復旧対策 【企画財政課、まちづくり建設課】	7 交通ネットワーク、ライフライン等の応急・復旧対策 【事務局、総務班、税務班、産業観光班、まちづくり建設班、消防組合】	企画財政課
296	360	9 降灰の処理の(2)降灰の収集において、各家庭ではレジ袋に詰めて灰を排出することになっているが、レジ袋に限定する必要はないのではないのでしょうか。	住民の負担軽減のため、レジ袋としたものです。ご指摘を踏まえて、見直し案のとおり修正します。	(2)降灰の収集 各家庭は、灰を各家庭にあるレジ袋に詰めて、指定の集積所に排出する。排出に当たっては、レジ袋を二重する等、灰がもれないようにする。	(2)降灰の収集 住民は、灰を各家庭にあるレジ袋等に詰めて、指定の集積所に排出する。排出に当たっては、レジ袋を二重にする等、灰がもれないようにする。	久喜宮代衛生組合

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
297	360	9 降灰の処理の(2)降灰の収集において、灰の処理は久喜宮代衛生組合の業務と共通性が薄いと思います。このため、実施にあたっては、久喜市との足並みを揃えようと、町と協議の上実施したいので、以下のとおり修正してください。 (2)降灰の収集 各家庭は、～レジ袋を二重にする等、灰がもれないようにする。なお、各家庭から排出された灰の回収については、町が久喜宮代衛生組合と協議のうえ実施するものとし、集積所及び出し方を住民に周知する。	ご指摘を踏まえて、見直し案のとおり修正します。	(2)降灰の収集 各家庭は、灰を各家庭にあるレジ袋に詰めて、指定の集積所に排出する。排出に当たっては、レジ袋を二重にする等、灰がもれないようにする。なお、各家庭から排出された灰の回収については、久喜宮代衛生組合が実施するものとし、久喜宮代衛生組合は広報等を活用し、あらかじめ指定の集積所への出し方を周知する。	(2)降灰の収集 住民は、灰を各家庭にあるレジ袋等に詰めて、指定の集積所に排出する。排出にあたっては、レジ袋を二重にする等、灰がもれないようにする。なお、各家庭から排出された灰の回収については、町が久喜宮代衛生組合と協議のうえ実施するものとし、集積所の情報及び排出の方法について、広報等を通じて住民に周知する。	久喜宮代衛生組合
298	360	「物価の安定、物資の安定供給」とは、具体的に何を実施することを想定しているのですか。住民等への広報活動であれば、総務班ではないのでしょうか。	住民や事業者に対しての監視や指導という観点から、見直し案のとおり修正します。	11 物価の安定、物資の安定供給 【企画財政班】	11 物価の安定、物資の安定供給 【総務班】	企画財政課
299	367	宮代町防災会議条例について、委員として久喜宮代衛生組合が入らなくてよいのでしょうか。	久喜宮代衛生組合及び域利根斎場組合については、町民生活課が所管となっており、所管課から必要な情報を提供できることから防災会議のメンバーには含めていないとごです。			税務課
300	367	法令集の法令-1宮代町防災会議条例が最新のものになっていないと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。			住民課
301	371	資料-3 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表について、旧いきがい活動センターを以下の通り修正してください。なお、グラウンドについては、現在、アーチェリー場となっているため、避難場所としての使用はできません。 旧いきがい活動センター 収容人数 650人 電話番号 33-5181 体育館等 1,085㎡ グラウンド 0㎡	ご指摘を踏まえて修正します。			企画財政課
302	374	資料-5 町内診療所一覧表について、平成29年度保健センターガイドP7(平成29年3月現在)を基に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			健康介護課
303	375 ～ 387	資料の時期が古いと思います。	資料については、今回の確認と併せて各課に確認していただいておりますので、古いままとなっております。このため、確認後は、平成29年8月末現在の情報となります。			住民課
304	376 ～ 380	資料-10 宮代町指定給水装置工事事業者一覧表について、最新版に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
305	376 ～ 384	資料-10 宮代町指定給水装置工事事業者一覧表及び資料-11 宮代町下水道排水設備指定工事店一覧表について、宮代町内に住所がある事業者を上位に持ってきた方が良いのではないのでしょうか。	上下水道室の資料をもとに修正させていただきます。			まちづくり建設課
306	381 ～ 384	資料-11 宮代町下水道排水設備指定工事店一覧表について、最新版に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
307	385	資料-12 宮代町内LPガス事業者一覧表にある(有)古沢燃料店について、事業をやめるので削除してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
308	385	資料13 宮代町建設土木事業者協力会一覧表にある「(株)木下建設」を「(株)木下建設 宮代支店」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
309	386	資料-15 危険物施設一覧表にある(有)古沢燃料店について、事業をやめるので削除してください。	ご指摘のとおり修正します。			教育推進課
310	387	資料-16 要配慮者関連施設一覧表について、追加対象の施設があるので追加をお願いします。	ご指摘を踏まえて修正します。			福祉課
311	その他	学校・地域・指定管理者等への配慮、説明が必要ではないでしょうか。(調整も含む)	学校及び指定管理者について、資料が必要であれば配布させていただきますが、調整については、所管課が把握している必要があると考えるため、原則、所管課対応をお願いします。なお、地域については、今後、パブリックコメントにより意見を吸い上げる予定です。			教育推進課
312	その他	宮代特別支援学校との調整については福祉班が中心になると思います。	特別支援学校については、福祉避難所として位置づけられているため、福祉課で対応いただくことになります。			教育推進課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
313	その他	今回の確認依頼については、社会福祉協議会にも行っているのでしょうか。	社会福祉協議会は防災会議の委員であるため、社会福祉協議会にも改訂案の確認をお願いしています。			福祉課
314	その他	各種取り組みには、担当課が複数記載されているものもありますが、どの課(班)が主体的に動くのか、どの課(班)が当該取り組みの中で、どういう役割を担うのか明確でないと思われるものがあります。こうした役割の明確に向けての調整方針をお示ください。	地域防災計画を改訂した後作成するマニュアル(避難所運営マニュアル等)作成時に調整を行う予定です。			総務課
315	その他	今後の計画策定までの庁内調整のスケジュールについてお示ください。	<p>計画策定までのスケジュールは以下のとおり予定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂案の確認(9月28日) ↓ ・第1回防災会議(11月2日) ↓ ・パブリック・コメント(12月6日～12月26日) ↓ ・第2回防災会議(2月頃) ↓ ・計画の策定(3月末) 			総務課
316	その他	見直し後の各課の役割分担は調整が必要ですが、その調整方法をどのように考えているのですか。	現在お願いしている改訂案の確認の中で、各課からの意見と取りまとめる形で調整を考えていますので、担当外と思われる業務がありましたら、確認期限(9/28)までにご連絡ください。			企画財政課
317	その他	改正案の内容確認は役割分担の調整決定後ということでしょうか。それとも、その後調整する機会があるのでしょうか。	改訂案における役割分担の調整については、現在お願いしている改訂案の確認の中で、行いますので、担当外と思われる業務がありましたら、確認期限(9/28)までにご連絡ください。			企画財政課
318	その他	宮代町規模で医薬品等の協定の締結が可能な業者があれば教えてください。	杉戸町では杉戸町薬剤師会と「緊急時における医薬品等の供給に関する協定書」を締結しているようです。また、春日部市でも春日部市薬剤師会と「災害時の薬剤医療救護活動に関する協定」を、東邦薬品株式会社 春日部営業所と「災害時の医薬品等の供給に関する協定」を締結しているようです。なお、久喜市と白岡市では医薬品等の協定は確認できませんでした。			保健センター
319	その他	会社名の統一について、正しく表記するか、あるいは用語で定義するのでしょうか。 東武鉄道→東武鉄道(株) NTT東日本→東日本電信電話(株) 東彩ガス→東彩ガス(株)	正しい表記(例 東武鉄道株式会社)で用語を統一します。			—
320	その他	資料編の表の日付が「平成25年9月現在」など古いものがあるが、「平成29年 月現在」と改めないのでしょうか。	資料編については、今回の改訂と併せて各課に見直しを依頼しています。なお、修正にあたっては、平成29年8月末としたところです。			—
321	その他	改訂案では以下の文言が混在しているので整理した方がよいのではないのでしょうか。 「または」と「又は」、「および」と「及び」、「あたり」と「当たり」、「もしくは」と「若しくは」	「又は」、「及び」、「あたり」、「もしくは」に統一します。			税務課
322	その他	「この計画」と「本計画」についても文言の整理が必要と思います。	「この計画」に統一します。			税務課
323	その他	町組織の「課」は平常時、「班」は災害発生時と分けて表記していますが、警察や消防は同一表記になっています。平常時も災害時も「課」で統一するか、「情報収集班・被災者支援班・災害復旧班・物資調達班」等、住民にわかりやすい名称にするか、どちらかにした方がよいと思います。	「課」及び「班」の使い分けについては、現行の地域防災計画を踏まえて、平常時は「課」、災害対策本部立ち上げ後は「班」としているところです。なお、警察や消防については、町とは別組織のため、名称の変更をしていません。			税務課
324	その他	久喜宮代衛生組合は、災害時の役割が位置づけられていますが、防災会議のメンバーには入っていません。役割が明示されているのであれば、防災機関や防災会議のメンバーに位置づけるべきではないのでしょうか。	久喜宮代衛生組合及び広域利根斎場組合については、町民生活課が所管となっており、所管課から必要な情報を提供できることから防災会議のメンバーには含めていないところです。			税務課
325	その他	用語の定義の情報収集班に①税務班、②税務班(情報収集班)、③情報収集班とあるが、税務班に統一し、表を削除してほしい。また、計画すべての表記についても①～③を税務班に統一するとともに、各課で事前登録する情報収集班は廃止し、災害時に税務班長が災害対応に必要な職員数を要請できる体制にしてもらいたい。なお、情報収集班を登録しないことで、全職員が平常時から道路の陥没や不法投棄、不在情報等を意識し、職員の情報収集に努める意識を醸成することができると思います。	<p>ご指摘いただいた①税務班、②税務班(情報収集班)、③情報収集班については、ご要望のとおり、税務班に統一し、用語の定義及びP142情報収集班編成表を削除させていただきます。</p> <p>このため、情報収集班については、ご提案にありましたとおり、発災時に税務班長が各班に要請することとし、事前登録は実施しないこととします。</p> <p>なお、税務班については、避難誘導の業務もあることから、こちらの人員についても、情報収集班同様、税務班長から各班に要請していただくよう修正させていただきます。(はじめの避難誘導は、自主防災組織が行い、その後、情報収集班が収集した情報をもとに、必要に応じて、避難誘導を実施するという流れで考えています。)</p>			税務課

地域防災計画改訂案に対する質問事項への回答等

資料1

整理番号	頁	質問	見解・対応	改訂案	見直し案	質問者
326	その他	避難所運営班がP118の事務分掌に出ていないので、位置づけが不明瞭だと思います。	見直し案のとおり修正します。	福祉班 健康介護班 教育推進班	福祉班(兼避難所運営班) 健康介護班(兼避難所運営班) 教育推進班(兼避難所運営班)	税務課
327	その他	用語の定義の2 特定の用語が指す内容にある「埼玉東部消防組合(宮代消防を含む)を指す。」は、後に宮代消防署という言葉があるので、「埼玉東部消防組合(宮代消防署を含む)を指す。」に修正してください。	ご指摘を踏まえて修正します。			まちづくり建設課
328	用語集	表面雨量指数基準について、以下の通り追加してください。 表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。 表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形、勾配等を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。	ご指摘を踏まえて追加します。			気象庁
329	用語集	流域雨量指数については、以下の通り修正してください。 流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標です。 河川流域を1km四方の格子(メッシュ)に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動運動方程式を用いて数値化したものです。	ご指摘を踏まえて修正します。			気象庁